

2011/03/28

「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日時：平成23年3月28日（月） 19：30～22：55

場所：栗東市中央公民館大ホール

出席者：（滋賀県） 上山次長、岡治室長、中村主席参事、井口室長補佐、卯田主幹、木村副主幹、平井副主幹、鵜飼副主幹、秦主査
コンサル3名

（栗東市） 乾沢部長、竹内課長、太田係長、矢間主査、武村部長(H23年度)、井上課長(H23年度)

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計21人（北尾団地：欠席）

（傍聴者） 1名

（市議員）太田議員、田村議員

（マスコミ）1社

（出席者数 44名）

司会：それでは定刻となりましたので、只今からRD事案に関する周辺自治会との話し合いを始めさせていただきます。会議の初めに当りまして、上山琵琶湖環境部次長からご挨拶を申し上げます。

次長：失礼致します、***また3月に入ってから3度目のこういう場を持たせていただきました。大変色々と年度末でお忙しいと思います。お集まりを頂きまして有難うございます。

ご案内の通り、前回20日でしたが、いわゆる検討委員会で、先生方に来ていただきまして、議論をさせていただきまして、今回はそれを踏まえて、それを踏まえてどうさせて頂くかというご相談をさせていただく、こういうことでございます。

次第にもございますが大きくは3つでございます。基本的に資料と致しましては3月20日にお配りをさせていただいた資料これに基づいて、追加資料一部ございますけれども、話をさせていただくと、こういうことでございます。

出来ましたらば、2番目と3番目につきまして結論を得たいなというふうに思っているところでございます。限られた時間でございますが忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：有難うございました。初めにお断りさせていただきます。本日は県・市とRD問題に関わる周辺自治会の皆様との話し合いでございます。傍聴の皆様からのご発言は受けないこととして進めさせて頂きたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願い致します。ではお配りさせて頂きました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

室長補佐：すみません、対策室の井口でございます。そうしましたら、この次第と資料に基づきまして説明させていただきます。

まず最初にですね、その他の1番の下水道接続工事でございますが、これは前回の3月7日の話し合いで市道の中へ入れた方が、後の対策をした時に邪魔にならないので良いのではないかなというようなご意見がございまして、栗東市さんの方と話をさせて頂くということで話をさせて頂きました。ちょっと、A3の横長平面図を付けておりますけれども、3月7日の時は緑色の線で説明させて頂きました。

通常ですといわゆる宅内配管をして、この栗東市さんの市道の中を最短で出来るだけ短い距離で繋ぐということが基本ですので、それに従った形で書いていたんですが、市道に入れさせてもらえるのであれば、その後の対策なりする時もございますので、ここの市道の中は廃棄物も入ってなさそうというようなこともございます。それで栗東市さんの方と協議させて頂いて、うちの県の方が市道を占有する、まあ使わせてもらうという形になるわけですが、赤い線で了解を頂きました。意見を頂いた さんにも説明して了解も得ております。こういう形でさせて頂きたいということでご報告させていただきます。

次第の1番でございますが、1次調査結果についてということで、基本的には前回、前回といいますか3月20日の調査検討委員会の資料の通りでございまして、資料1で結果が載っております。これは3月12日時点ということですが、今日までにちょっと新しいデータがあれば付けようと思ってたのですが、ちょっとまだ出てきておりませんので、データとしては3月20日時点の資料と同じでございます。廃棄物調査については、ボーリングで採ったデータについては同じでございます。あの時も言わせてもらいましたが、まだ3割ぐらいしか出ておりませんのであれですが、ヒ素とホウ素について、環境基準の1/3を超えるのはまあ一部出ているというような状況でございます。

今回付けさせて頂いた新たなデータとしまして、別紙1というのがございます。これは3月20日の委員会で口頭で申し上げたもので、それをこういう資料にさせて頂きました。これは調査地点の というのは筋掘りをいたしましてですね、資料1の3-1ページでございますけども、3-1ページの図の3.2の位置図であります、調査地点 というのがございますけども、焼却炉の近くで、表層ガス調査した時にVOCの濃度が非常に高かった所を筋掘りをしておりますけども、これで実際掘りましたら、非常に強い臭いのする黒っぽい廃棄物土が出ました。それで2箇所サンプル試料を取っております。筋掘り開始位置から3メートルぐらい平面的に離れている、深さは上のほうですね、地上から1.5メートルまでの所で取ったもの、そしてそれが一箇所、あと焼却炉から6メートルぐらい離れて、深さは同じく地表から1.5メートルまでのところで取ったものの2つ試料を取りまして分析しております。とりあえずこのVOC4項目についてデータが出てございまして、その内の1つの試料からテトラクロロエチレン0.37ということで、これはですね下に判定基準0.1というのがございます。これ下にちょっと説明がしており

ますけども、「埋立時に特別な規制を要する特定有害産業廃棄物かどうかを判定する基準」で書いてますが、いわゆる特別管理産業廃棄物の中にこの特定有害産業廃棄物というのがございまして、要は特管基準を超えてるということです。0.1の基準を3.7倍超えているということで、特管物に相当するのは出すということっておりますが、これに相当するようなものが確認されたということです。この地点の試料につきましては、後のトリクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、ベンゼンにつきましても、地下水の環境基準を上回っているデータが出ております。もう1箇所については不検出ですとか、わずかに出ているというような状況でございました。

次に追加地点の というのは、ドラム缶が出た所でございます。この先程の3-1ページの図で見ますと、上のほうにあります。青い がついております。ここを筋掘りではなくて壺掘りみたいな感じで4メートルあまり掘りましたけども、そのドラム缶が出てきたところ、ドラム缶と汚染された土が一緒になって掘り出した訳ですけども、それを地面から2メートル付近の廃棄物と地面から3メートルぐらいの深さの廃棄物土を採って分析したと、その結果VOC4項目のうち3項目はND、不検出だったと。ベンゼンについては出てますけども、環境基準には達していないということです。これらにつきましては、あと重金属の分析も今やっておりますが、まだちょっとデータが出ておりません。また出ましたら直ぐご報告させて頂きたいと思っております。

それですとね、ドラム缶なりあるいはこのテトラクロロエチレンが高濃度で出た所につきましては、委員会でも申し上げましたけども、どれくらいどういう広がりで見出しているのかというのを確認するための調査をしたいと考えております。具体的なやり方は今検討しておりますけども、物理探査で実際に掘りますと、中を乱して余計汚染を広げることになりかねないので、基本的には掘らないで電磁探査とか電気探査ですとか、そういうようなのを基本にしまして場所を特定したいと考えております。どうやるかということについては、また整理しまして、委員さんの意見も聞いて決めたいと。早くできるのであれば、出来るだけ早い時期にしたいと考えておまして、業者の方とも、どういうふうにするかということを具体的に詰めているところでございます。

1.の1次調査結果につきましては以上でございまして、ご質問等があったらよろしくお願ひします。

住民：はい。

室長補佐：どうぞ

住民：廃棄物土の分析でしたか？これは廃棄物土の分析ですか？

室長補佐：そうです

住民：これは単位はミリグラム/Lになってますけど、これはどういうように解釈したらよろしいんですか？

室長補佐：はい、廃棄物土、溶出して・・・。

住民：これは溶出ということですか？

室長補佐：そうでございます

住民：溶出ですか？ハッキリ書いて貰えますか？これは溶出って。

室長補佐：はい

住民：ということは、含有はどうなっているんですか？ああ、溶出と一緒にやね。分かりました。

室長補佐：あとございますでしょうか？

住民：すいません、この調査地点の掘削現場ですね、私も見せて頂いて強烈な臭いですね。気分が本当に悪くなるような臭い。あの臭いの原因は何なんですか？テトラクロロエチレンだけの臭いではないですね？これガスクロで分析されているんでしょう？

主席参事：3月20日の当日もご説明させて頂きましたとおり、ガスクロの成分分析結果で定性分析しましたら、重油由来。

住民：えっ？

主席参事：重油由来。重油との成分パターンが一致している。で、その中にテトラクロロエチレン等のものも混じっておったという、このように考えております。

住民：重油由来ということですがけれども、この本当に臭いの一番強い、あれは大体どういうものと考えたらいいんですか？

主席参事：ですから、色んな臭いが混じっていると考えています。ガスクロのチャートのパターンから言って、一番目立つのは重油だということでございます。一番目立つのが重油だと。

住民：重油？

主席参事：はい。

住民：まあ、中村さんご専門でいらっしゃるからあれなんですけど、色んな有機の化合物が中に入っていると思うんですね。その中には非常に毒性の強いものも勿論あると思います。やはり、この分析結果、要因、物体だけではな

くてイオン物質だけではなくてですね、特にこういうもの非常に有害性の強いものがあれば、そういう物もやはりガスクロで出てくると思いますしね。そういうものもやはり出して頂いたらどうでしょうね？

主席参事：何でしたら、またチャート紙を皆さんにまたご提案させていただきますが、ご存知の通り重油というのはひとつの物質だけではありませんね。色々なものの混合物が重油でございますので、そういった混合物が幾つかのパターン、ピークを出しているという状況ですので、何でしたらまた、ガスクロマトグラフを皆様方にコピーとしてお渡しさせていただきます。

住民：はい、今、重油重油と言うことなんですけど、我々が一般に使う重油ですね、その中にはこういう有害物質が必ず含まれてるんですか？

主席参事：先程申しましたとおり、ここに書いてございますテトラクロロエチレンからシスジクロロエチレンですね、ここまでは重油に含まれている物ではございませんので、別途混入したものだと思います。ただ、ベンゼンとかですねその辺りの物につきましては、これは重油の中に不純物として入っていると。ご存じのとおりガソリンの中にも不純物としてベンゼン入ってございますので、そういった物が一時検出されているのだと考えております。

住民：そうしますと、この有害物と重油は別のものがそこで混じり合ったということでしょうか？

主席参事：推定でございますが、重油なりが染み込んでいると同時にこういったテトラクロロエチレンとか染み込んでおるのではないかと。で、よくご存知の通り、シス-1,2-ジクロロエチレンについては、テトラクロロエチレンあるいはトリクロロエチレンの分解生成物でございますので、シスジクロロエチレンをこぼしたという意味じゃなくて、テトラクロロエチレンをこぼして、それが土の中で分解して、シス-1,2-ジクロロエチレンが生成したというふうに考えております。

住民：もうひとつ、当然、重金属類も測って頂いていると思うんですけども、そのへんはいかがですか？

主席参事：これは先ほど井口が申しましたとおり、ただ今分析中で結論はまだでておりません。

室長補佐：またあと、質問がありましたら、後でもお受けしますので、次に行かせて頂きます。

2番目の廃棄物土の追加分析についてということで、これは資料2の表-2.1。2-1ページの表でございますが、これでやりたいということで、これでですね補足資料といいますか、別紙2というやつで当面の進め方イメージ図というのを作っております。で、これと合わせて説明をさせていただきます。

すが、別紙2の方で説明します。進め方としましては1次調査をやって、1次調査の評価をやって、で、以前は評価をして2次調査の計画というふうに書いておりましたが、この間、20日の委員会でも申し上げましたが、1次調査の評価をした後に対策工の基本的な考え方について、住民の皆さんと共通認識を持つということで、確認をどうするかという基本的な考え方について、共通認識を持つような段階を踏みたいと。

その上でこれに沿ったような2次調査の計画を建てるというふうに進みたいというふうに考えております。で、1次調査でございますが、大きく2つに分けておまして、有害物の分布等の把握ということで、これについては溶出試験、環境庁告示第46号のやり方でやりまして、その有害物の分布の概略の把握、先ほどテトラクロロエチレンの濃いやつがございましたが、ああいうようなやつが処分場の中にだいたいどういうふうに分布しているかというようなことを把握すると。で、その上で次の対策工の基本的な考え方のところでは、その掘削除去の必要性について検討をします。こんな部分は掘削除去しようというようなことを決めまして、それを位置を定めてキチンと把握するための調査を2次調査でやるということでございます。

これがまあ、有害物質の分布の把握のための調査でございますが、あともうひとつは、それには当たらないけども周辺環境に影響が懸念される場所について、検討をするための調査をやろうということで、これがまあこの前の20日の委員会でも申し上げたやつでございますが、まずは含有試験の方を前は環境庁告示第19号でやるということでしたが、それに代えて底質調査法で全含有量試験、廃棄物土に入っている有害物、具体的には下にちょっと書いてますが、重金属類のこの6個、カドミウム・鉛・ヒ素・総水銀・フッ素・ホウ素、この6つにつきまして全含有量、どれだけ廃棄物の中に含まれているかということ調べまして、それぞれで上位3試料、カドミウムで1番多かった試料、2番目に多かった試料、3番目に多かった試料というようなことで、最大ですと6項目掛ける3ですので、 $3 \times 6 = 18$ 個の試料になりますけども、それについてその次の箱にあります溶出特性（pH依存性）と書いておりますが、それを把握するための溶出試験を行いたい。これは基本的には、環境庁告示第46号のやり方に準ずる訳ですが、pHを変えてやるということで、(1)では廃棄物層のpHに調整、最初調整してどの様に溶出するかを見ると。で、これをまあ既存の調査の平均値のデータですとまあ8.2程度でございます。で、次に(2)では酸性雨のpHに調整して、どれくらい溶出するかということをやると。これはまあ、過去のデータとかでいいますと、pHで4.5ぐらいということでございます。

で、次に(3)で周辺地下水の最低pHに調整すると。これはまあ具体的にpH4.4でございます。(3)につきましてはカッコ書きで溶媒、抽出液と書いてますが、pHが4.4に保たれているように調整をして試験をすることということで、一番条件の厳しいやり方になります。そういうやり方で行ったらどうかと。この(1)(2)(3)をやりますとpHによってどの様に溶出の仕方が違うのかということの把握したいと。

で、次の評価の所に行きまして、まずは全含有量が多い範囲が大体どの辺りにどういうものがあるのかということの把握を。で、pHにどのよう

に依存してるかというのを大体把握する。で、あと浸出経路、これはまあ例えば粘土層の破壊されて下の帯水層と繋がっている所がございますが、そういうような辺りから出ているのか出ていないのか、というようなことを概略把握すると。

そうした上で、次の基本的な考え方でございますが、周辺地下水に与える影響の程度により、対応方法を検討するという事で、もうちょっと具体的に書けると良いんですが、全含有量が多くて溶出の恐れが高い、それはまあ先ほどのpH変えた試験なんかで、こういうpHになるとよく出やすいというようなことが分かったりした場合は、そういう条件下にある、あるいはそのような可能性がある所についておそれが高いというふうに判断されるかと思えます。

あと、場外漏洩のおそれということで、これもまあ例えば粘土層が破壊されているような所に、全含有量が多くて溶出がしやすくなる可能性が高いようなものがあれば漏洩のおそれも高いのかなと。

で、あと対策費用というのがございますが、これは例えば、底のほうにほんの少しだけあった場合にも掘削除去するのか、あるいはそうではなくって、例えば井戸を設置して汲み上げるとか、あるいはもうちょっと様子を見るということで、モニタリングして、もしどうもこれは放っておけないということになれば、対策を講じるとか色んなやり方があると思えますけれども、そのへんを検討したい。

で、1次調査がまあ終わって評価も終わりますと、大体それが概略ではございますが、ある程度イメージできるような形になるかと思えますので、それで対策工の細かく、もうほぼこうするというキッチリしたとこまでできませんが、大体この処分場のこの辺は、例えば掘削除去するですとか、あるいは現地で浄化するとかというようなことがある程度把握できるかと思えますので、そのへんについて住民の皆さんと話をさせて頂いて、両者合意出来ましたら、その基本的な考え方に基づいて、その場所を特定するためにさらに詳しい調査をやるというようなことで、2次調査の計画を建てたいと、そういうふうに進ませて頂きたいと考えております。

で、あとですね、別紙3で概略スケジュール(案)というのを付けさせて頂いておりますが、これもちょっと昨年の10月にお渡ししたスケジュールから大分変わっているじゃないか、というようなご意見がありましたので、ちょっと付けさせて頂きました。で、一番上は住民の皆さんとの話し合い、その次が調査検討委員会、その下が調査委託、設計委託等となります。

で、今申しましたが、今まで1次調査をずっとやってまして、分析結果等が出るのがゴールデンウィーク明けぐらいかなと。で、このへんでデータが揃ってきましたら、この対策の基本的な考え方の確認というのをさせて頂きたい。それで、これで行こうという事になりましたら、2次調査の計画を建てて入っていくと。

それと並行するような形で、この基本的な考え方をさらに詰めた基本方針の検討、だんだん対策法が具体的にになってくるわけでございますが、基本方針を検討して、基本計画をして、基本設計をして、ま、詳細設計という形になります。で、基本設計をやる中で産廃特措法の申請に必要な実施計画書

の作成というやつをやりたいと。

で、まあこの通り進んだとしますと、24年度中には環境大臣の同意を得たいと。で、まあこれから工事の手続きに入りますんで、25年度ぐらいにはかかれるかなと、というようなことで書かせて頂いております。

で、こういったことで、溶出試験による有害物の分布等の把握の調査と、あと周辺環境への影響検討の為の全含有試験、それで出たものについては、pHにどの程度依存しているかという試験をやって、その状況をざっと見た上で、大体対策法こんな感じでやってみようかという案をお示しさせて頂いて、話し合いをさせて頂いて、こういう方法でという基本的な考え方について、確認をしたいというふうに考えております。

ちょっとわかりにくかったかも分かりませんが、こういう様なことで思っております。質問等ありましたら宜しくお願い致します。

住民：大変難しそうな話でございます。ひとつ教えて頂きたいのですが、まず、この資料2の2-1、この追加試験の説明がございますけども、聞きなれない言葉が出てまいりますので。まずはこの廃棄物土分析ですね、全含有が多い範囲（賦存量）というのが書いてありますね、ちょっとこの用語の説明が要るんじゃないかなと思うんですけども。あまり聞きなれない賦存量というのは何なんですか？

室長補佐：最大限全部溶け出したとしたら全含有、含有されている分だけ出る可能性がございますので、可能性として最大ここまでありますよというような量を把握するという意味でございます。

住民：つまり、全含有というのはどういうことですか？色んなものがトータルでどれだけ含まれているかということですか？

室長補佐：例えば、先ほど申しました6つのカドミウムとか鉛とか、例えば、ここの土壌にはカドミウムがこれだけ含まれている。通常の溶出試験では出て来ないかも知れないけども、これだけ物としては含まれていると。条件が変われば、最大それだけ出る可能性があるという、その最大のところを把握するために、この調査、試験をやりたいという事です。

住民：とにかく、ここで対象とする6種類の金属がですね、とにかくトータルでそれぞれですねどれだけ含まれてるかということが出てくるわけですね？

室長補佐：はい、そういうことです。

住民：で、それが「含有量が多い範囲」になってますね？

室長補佐：はい。

住民：で、その多い範囲が量で表わされるんですか？賦存量。

室長補佐：えー、あのー・・・

住民：数値で出てくるわけですね？範囲が。

室長補佐：それで、分析しましたら、ここは全含有としてこれだけあるという、この処分場のこの範囲にこういうものが多い、例えば鉛なんかこのあたりが多いとかいうのが範囲として分かって、それぞれの全含有というのが分かりますので、アバウトですけども量が出るということになります。

住民：それで、そういうものをまず出してですね、で、それをそのpHの依存性と言いますかね、環境にどのように、そういう含まれているものが具体的にどのように影響を及ぼすかということを見る方法は、ここに(1)(2)(3)と書かれている試験をやるというわけですね？

室長補佐：はい、そうです。

住民：これ全部、それぞれの項目ごとにカドミウムとか水銀とかそれぞれの項目ごとに上位3種類の試料を取って、合計18の試料でこれの依存性を見るということですね？

室長補佐：そういうことです。カドミウムも鉛も同じところでそれぞれベスト3に入っていたら、18より少なくなるということで最大18ということですよ。

住民：それで、この3種類の試験ですけども、(3)が一番強い試験といわれましたね。

室長補佐：はい。

住民：で、さらに費用の問題、時間の問題いろいろある中で、この一番強いものだけはいかんですか？やっぱり、このまず既存廃棄物土分析、これは溶出液のpHは平均8.2だけでも、実際はサンプルごとに、その場所のpHで溶出試験をやるという訳でしょう？8.2の平均値でやるわけではないんでしょう？個々に試料ごとにpHが変わるんですね？これ。6.8から10ぐらいの範囲があるんですけども、ある場所は6.5ぐらい、ある場所は8ぐらいとか。

室長補佐：そうです、はい。

住民：面倒くさいことやるわけですね？

室長補佐：はい。

住民：それはどんな意味があるんですか？

室長補佐：それで、要は今の現在の環境で、公定法は現在の環境とちょっと違うかも知れないんで、現在の環境で出やすいかどうかを見るということです。

住民：公定法は違いますね？だから現在、その廃棄物が存在する場所のpHで分析をやると。

室長補佐：そうことです。

住民：そういうことですね？

次長：分かりにくいことを言うてるようにお聞き頂けたかも知れませんが・・・。

住民：細かいことをやっている時間と費用をかけてね、こんなこと意味があるのかなと。

次長：そうなんですけどね。この間も申し上げていますが、基本的に対策を考える場合には公定法による結果に基づいて対策を考える、これが基本だと考えております。

ただ、やはりどれだけここに有害物があるかということが、我々の関心事だというお話がございましたので、より幅広く汚染の状況を把握するにはどうしたら良いかと、こういうことを我々なりに専門家の委員さんからもアドバイスを得ながら、より公定法よりも過酷な条件で、しかしその、むやみに過酷な条件でやった結果に基づいて対策を提案しても、なかなか国の方にうんと言ってもらえないので、RDのこの環境、こういうことが想定されますよと、RDの環境も睨みながら何種類かの、ま、3種類ですけども、過酷な溶出試験をしたらどうかと、こういうことなんです。

住民：分かります。それでね、基本的にですね、こういうpHの依存性なり影響なりを推測するような色んなデータを出して、まあ今日頂いた資料、別紙の2に書かれていますようにね、総合的に勘案して対策を考える。まあこういうことですが、この説明だけですと大変主観的ですね。まあ、範囲でしか書かれていないものですね。で、やはり具体的に対策にどう結びつくのかってということ。で、私どもは当時からですね、いや、この今のこの出された案にですね反対しているわけではないんですよ。ただ、私どもは当初から、いわゆる環境庁第19号で試験してですね、基準を超えるものについては除去の対象として検討するというようなことを当初からお願いしてきた。

そういうことが今度急にですね、こういう方向に変わってですね、金属についてはいわゆる底質の分析と依存性で影響を総合的に判断してと。これは非常に何か主観的なですね、何か基準があって、その基準に基づいてね、その例えば影響がどういうことであればどうするとか。そういう何か客観的な

基準があって、それで判断されるというのであれば分かり易いんですけども、そのへん、まだもうひとつ納得いかないんですよ。

次長：それはおっしゃる通りです。これはR Dのオリジナルな汚染の状況の把握方法なんです。で、これはなぜこうなったかという、繰り返しですけども、やはり今の公定法これで良いのかという専門家の評価もございましてですね、それと皆様のやっぱりこの環境基準だけではなしに、汚染の現状がどうなのかというこういうご心配というか、もございましたので、今のちょっと分かりにくいんですけども、この底質調査法による全含有試験をやるというのは、これは非常に過酷な条件下で、要はあるものは全て出そうみたいなやり方でまずやって、その中で、その大きな値その上位3つについて、この3種類の***がその公定法よりもより過酷な条件下で溶出試験をして、その結果でどういう対策が出来るかということを検討、まあ話し合いで検討していきたいと、こういうことでございますので、これは仰るように何らその認知されとた言いますか、一般的な方法では仰るとおりございません。

住民：このつまり、対策、有害物をどのようにのけるか、どのような基準でのけるのかと、こういう点をね、今後の検討で決めていこうと、こういうことですね。まあ、今の段階では客観性をもって客観的にご説明いただく訳にはいかんと、こういうことですね。

次長：具体的にこの結果を踏まえて、どういう対策をするかと言うのは、今後の大きな課題だと勿論思ってます。で、この結果を踏まえて、仮に対策を提案して、はたして環境省にうんと言って頂けるかどうか分かりませんが、今までの話し合いの成果を踏まえて、こういうオリジナルの提案をさせて頂いた、こういうことでございます。

住民：今後のご検討の内容によってですね、また、内容的に本当に信頼ができ、皆が納得できるような内容であるようにですね、まあ、もって行かなきゃいかんというふうに思いますけどもね。

ひとつ、ちょっとこれは言葉だけの問題なのかも知れませんが、先ほど、今日頂いた別紙でですね、溶出試験で有害物分布の概略把握、そして対策工にそれを直ぐ結び付けて、掘削除去の必要性を検討する、いうふうに書いてますけども、溶出試験ではそんな分布なんて掴めんでしょう？それが掴めないから、この底質とかそういうもので、色々影響度も見ながらトータルで判断していこう、こういうことではないんですか？いや、言葉だけの問題です。

室長：先ほどは、速報値でしたけど、特管物が出て、それもそうですし、今まだデータがあまり出ていないのに申しわけないですけど、環境基準の1 / 3 超えるものもありますしね。今後、出てきたやつ・・・。

住民：問題はね、今出てんのはねV O C が出ているんですよ。金属なんか溶出しても出るんかどうかということですね、我々市民が見守っていますのでね。

住民：はい、もう結構です。時間長くなりますから。

次長：話し合いの途中でございますが、市長さんちょっとお見えでございますので、ちょっと一言。

市長：皆さん、改めましてこんばんは。本当に皆様方、いろんな形でRD問題に関わっていく中で、ご協力いただいておりますこと、もう本当に、こうお礼を申し上げたいと思います。本当に有難うございます。

これから色んな状況で、具体的なことが詰まってくる、本当にもうこれからが大切だということを思っております。どうぞ皆様方におかれましては、引き続き大変ではございますが、色んな状況の中でご意見そしてご指導賜りますことお願い申し上げたいと思います。

私、バタバタとあっち行ったりこっち行ったりしている中で、今日来ていただいているという中で、少しご挨拶だけ寄せてもらったわけでございますが、大変こんな時間を頂くなんてことは思わなかったもので、大変申し訳ございませんが、ここで失礼させて頂きませんが、今後ともご支援頂きますこと申し上げまして、お礼とご挨拶とさせて頂きます。お世話になります宜しくお願ひ申し上げます。

室長： さん。

住民：結構でございます。

室長：ちょっとまだ具体的なことは言えないんでございますけど、前にも言われるとおり、胃酸で溶けるといふ含有試験というやつは、確かにそれがあれば出して欲しいという気持ちは私はよう分かるんです。なかなかそれは、出すということに繋がらないという部分もありまして、こういう方法を考えさせて頂きました、いうことでございますので、ちょっとご理解。

今ちょっと言われるように、確かにこれやったらどうすんねん、こうなったらどうするという話はちょっとなかなか今言えませんが、梶山先生が言っていたような方法でやらせて頂いて、その状況に応じた、またそのここで対策の基本的な考え方というところに出てきた状況を見ながら、また皆さんとお話し合いをさせていただきたいというようなことでございます。どうぞご理解願ひます。

住民：浸透水でね、鉛が基準をはるかに超えて出ているということは、やはりそういうこともやっぱりありうるんやと思いますんでね、やはりこれもひとつの結果としてね、重要視していただきたいなと思います。それとはまた別で、この中にダイオキシンと言うのは項目で挙げられてないんですけど、これはどこへ入るんですかね？

主席参事：3月20日の資料の2 - 5ページをご覧下さい。資料1の方ですね。

3月20日資料1、2 - 5ページで、ここに右側の(5)に分析項目ってございます。資料1、2 - 5ページ(5)分析項目。もう一度申し上げます。資料1、2 - 5ページ(5)分析項目この欄のですね下から3行目、ダイオキシン類、含有量試験を行いますということでございます。ダイオキシンは、これでさせていただきます。

住民：いや、これは19号ですか？

主席参事：このダイオキシンはですね、ご存知の通り土対法の対象外でございますので、ダイオキシンに対しての検査方法が決められておりますので、その告示によります。19号ではございません。

住民：PCBは？

主席参事：PCBは底質調査法です。

住民：底質でやる？

主席参事：はい、ですから今ほど申し上げました全含有と同じです。

住民：そうしたら、金属6種類+PCBですか？

主席参事：今のですね、このフローで申し上げておりますのは、pHに依存する溶出試験を補足する試験でございますので、そもそもpHに関係のないPCBとかあるいはダイオキシンについては、含有量試験でやらせていただくと。そういうことで、含有量試験個々については・・・。

住民：それを書いて頂きたい。

主席参事：先ほど申し上げましたとおり、PCBについては底質試験法、ダイオキシンについては、ダイオキシンの試験項目で定義されておりますので、これに基づいてやらせていただくということです。

住民：分かりました。それが書いてないから、またどこで仰るのかなと思っただけです。分かりました。

住民：はい。基本、含有ということで、こういうふうになってますが、これはオリジナルというようなことですけど、このオリジナルで今まで検討したと思うんですが、その試料データ、なんと申しますか参考になる資料、こうしたらこういう結果になりましたよ。

主席参事：まだ、ございません。これからです。

住民：今まで一度もやってないんですか？

主席参事：わが国でもやれた例がございませんので。あくまで、これはpHのこういう値にしますよという提案でございます。

住民：それで探しにいけるかどうかは、実証されていないんですね。

主席参事：そうですね、ですからpHを下げることによって出てくる可能性がありますので、皆さんご存知の通り、重金属類につきましては、pHが高いと金属水酸化物という形で沈殿致しますが、その水酸化物がpHを下げることによって溶けてくる、これはまあ確実に言える話でございますので、今問題となりますのは、そのpHをどこまで下げるかという選定でございます、私ども提案させていただくならば、pH4.4という数字でございます。

住民：何らかの立証資料があればねえ。ああそうですかという見方も出来るんですけど、全く何もしていない、これから単なる計画だと言われても、はいそうですかとは言いづらいですね。

主席参事：先ほど申しましたとおり、これについては、わが国でも初めての試験法でございますので、これからどういう状況になるのかということをご皆さんに逐次ご示ししながら、内容を検討してまいりたいと思っております。

住民：はい、すいません。これからということで、それはその評価は先生方もそれをそれでいいですよと、国のほうもそれでいいですよという、そういう話は進んでるんですか？

主席参事：いえいえ、これからです。国についてはこれからで、まずは梶山先生の方からまずご提案を頂きましたので、梶山先生からの投げかけられた問いかけに対する私どもの答えとして、先日3月20日にご提案させて頂いた。その中で少しペンディングになったものがございましたので、これからもう少し梶山先生とすり合わせが必要であると考えております。

住民：私たちとしては個人的には、ちゃんとしたこういうもので、こうしたらこういう結果こういうものになりましたよと、そのようなものがね、実施に行われたものがあればね、ああそうですかと言えるけど、今の段階ではそれはちょっと納得せえへんわ。ちょっと納得できないね。

次長：あのですね、ここ繰り返し申し上げておりますが、公定法が基本なんです。で、環境省の当時の室長さんも仰いましたが、公定法を否定することは出来ません、と仰ったわけです。ただ、皆さんと共に勉強会をさせて頂く中で、今の公定法は限界がありますよねという話が、そういう指摘もございました。

それとまた皆様、汚染の実態をやっぱりまず把握したいんだと、すべきだ

と、こういうお話もございましたので、より過酷な条件下でどういう物質が出てくるかやってみましょと、どういう結果が出るか分かりませんが、それに基づいてその対策を一緒に考えてみましょと、こういう提案でございますので、そのへんはご理解頂ければと。

住民：まあ、公定法、法律ですよ。ここは我々一番大事にしているのは、ここは法で言えば安定型処分場です。それは忘れないように。それが基本です。納得してくださいといわれても、今の段階ではちょっとなんとも、まずちょっと無理ですねとしか言いようがないですね。

住民：いや、ちょっと僕、さんが仰りたいことが分からない。これは方法が良くないの？僕はこれをやって欲しいと思っているんですよ。やはり、もともとがね日本というのは土壌はね、酸性化に傾きやすい土壌でもあるし、やはり酸性雨というのも最近問題になっていると。そしてまた、浸透水ではやはり鉛がね610倍も溶け出すこと自体がね異常なことですよ。やはり、そして溶出だけやったらね6時間ですよ。それも中性の水で。けど現状は違うと思うんですよ。6時間で溶けだすものなんてほとんどないですよ、重金属の中で。やはり何ヶ月もかかって溶けて出てると思うんですよ。そういうことから考えたら、やはりこういうことして、実際にどんだけ入っているのか、そしてもう一度pHが変わったときにどういうように出てくるのか、やはりこれはね、重大だと思えますのでね、やはりしてもうべきだと思います。

住民：全て頭から否定しているわけではないのですが、何かそういうものがあればもっと分かるかな。何も無い段階で、ちょっとすぐ納得しなさいと言われても、無理かな。pHにしても、アルカリ性でも、あそこはpH11近くなっただけもありましたしね。酸性でも、4.0~1と状況もありましたのでね。それからすると、そのへんはもうちょっと考えてもらいたいなと思いますし。

室長：いま、やったらどうなるのかなというところでございますけれども、梶山先生が提案されたということもあって、このpHで、これで評価をするという意見も頂きました。これでやらして頂いて、だた細かいところで、塩酸でなくて酢酸のほうがいいんじゃないかとかいう意見を頂きましたので、その辺ちょっと先ほど言いましたように調整させて頂こうと思いますが、何とかこれでやって、特に(3)あたりは非常に過酷な条件でやることになると思いますので、今までこういう試験の方法自体あまり例がなく、ということでございますので、何とかこれで状況を見させていただきたいなと。

やってみんと分からんというところであるか分かりませんが、まあ過酷な今まで全国に例を見ないやり方でございますので、梶山先生の意見を取り入れて、その結果を見ながら皆さんとお話し合いをさせて頂きたいと思いますので、何とか認めて頂きたいなと。できれば、梶山さんと酸の種類によって、もうちょっとご意見を頂いておりますので、もうちょっとやりとりさせて頂いていただきまして、できれば早く分析にかかって、何とか早く結果を出し

たいなど、それをまた皆様にお示しさせて頂きまして、またお話し合いさせて頂きたいと思っておりますので、何とか宜しく願います。

住民：まあ、ひとつだけ注文つけます。処分場内でのデータ見て、pHのデータ見てもらって、pH 11.なにがしというのがありました。今も11近くある場合もある。酸性でも4.1~2、4.0とかいうのも、以前がありましたけども、それからすると、ちょっとpH甘いんじゃないかなと思います。いっぱいいっぱい頑張って、検討してください。

室長：現状に合わせてということですので、そのpHに合わせた調整値ですし、酸性雨も現状の酸性雨の一番強いところ、周辺地下水、これもまあ一番濃いところ、濃いところじゃないな、強いところ。

住民：pHですけどね、現在はそのpHだけど、***ごとに変化してくるんじゃないかなという、そういう不安があるんですけど。

主席参事：これについては、先日、3月20日にグラフをお示しさせていただいていると思うんです。当日の資料とはちょっと違うんです、こういうふうなpHが、平成13年から測りまして、今日までどういうふうに変わっているかっていうデータをお示ししております。これによりますとね、失礼しました、一番低かったのがNo.3という井戸だったんですよ。平成13年にね。これはまさしくご存知のとおり、西市道側の真ん中辺りに足洗い場の近辺にNo.3というのが4.5近辺で出たのですが、近年になりますとね、スッとpH上がってきて、そうするとここでいきますと5.5から7.5の幅、幅は確かにちょっと縮んできておる状態にありますので、そういった状況も踏まえながらね、検査させて頂きたいと思っています。

で、アメリカの場合ねTCLPという方法を採用しておりますけども、これはご存知の通り、アメリカは生ゴミと一緒に埋めるんです。その生ゴミは腐りますから、そこで有機酸が出てきてpHが下がるんだらうと、そのためにTCLPの方法を採用すべきだというようなアメリカの考え方なんですが、先ほど申しましたように、この処分場につきましては、少し埋立処分、止めてから10年経過しておりますので、pH的にはモニタリングの結果から見ると安定してきている状況にあるのかなというふうに考えております。

ただ、これから今ボーリングやって調査をしておりますので、その中でどういうpHが出てくるかっていうのについては、確認させて頂きたいと思っております。

住民：将来的にpHがさらに動くかなという心配があると。

主席参事：モニタリングさせて頂きますけども、先ほど申しましたように、今後さらにですね腐敗が進んでいってpHがさらに減ってくるという要素については、余地については、少ないのではないかなというふうに考えております。

住民：ということは、pHが上がるということはあまり考えられない。

主席参事：上がるという状況もですね、あまり考えにくいと思うんです。上がる要素につきましてはね、例えばそのコンクリートとかですね、あるいは灰とかが入ってくるとpH高くなるんですが、それがさらに高くなっていくという状況はないと思うんです。ただ、アルカリ性については今の条件、酸性については逆に上がってくる状況にあるのと違うかなと思います。

室長補佐：そうでしたら、えーと・・・。

住民：ちょっと、よろしいですか？

室長補佐：はい。

住民：ここのね、今こういう色んな、県さんね、やってみるというような話ですけども、ちょっと私、この2 - 1ページに書いてある部分を読みますとね、「有害物の分布等の把握」だけでなく、併せて「周辺環境への影響を検討」するため、対象地における「全含有が多い範囲の把握」、およびその「溶出特性を把握」することを目的に書いてあるんですけども、何となく私たちは有害物を探すために、そういう調査をやってくれはるのかなというふうに思いたいんですけども、なんかこれを読むとですね、まあ把握はするけどもあとそれが溶ける場合も見ると、まわりの影響も見ると、というようなことも主眼として書かれていると思うんで、非常に私は不安に思うんですけども。

今回は有害物を探しに行くため、出なかったものもこういうふうにpHを変えれば出てくるよと、ということはこれがあるよと、いうことを調べるための試験だと私は思いたいと思っておるんですけどね。

で、その別紙2のところでもそうなんですけども、ここにもね対策法の基本的な考え方、これいつか出てくるか分かりませんが、2次調査の前にこういうことをするというに、今回20日の資料からなったみたいですけども、どういう経緯でそうなったのかご説明を頂ければと思いますけども。恐れがあるかによってその対策を検討するという、またちゃんとこういう話も出てきているんで、私らは、有害物を探しに行って、絶対にとるというふうな認識のもとで、1次調査とか***調査とかですねやりましょうと、***ということ、去年の6月とか8月に合意したということですので、その辺重々、下にちゃんと基本として置いてですね、やって頂きたいなと、この部分を読んだらその辺がものすごく不安になると、そんなところです。

室長補佐：それはやっぱり結局、有害物がどういうものかという辺りで、何回も話し合いさせて頂いてる中で、やっぱりちょっと我々がイメージしているやつと、住民さんがイメージされているやつがちょっと違う部分があるのかなと。

有害物を探して取るということについては、我々もそう思っていますし、従来の環境省告示19号の含有試験では、なかなかこの産廃特措法の適用を受けてやろうとすると、厳しいところがあるので、今回は全含有でやって、これでまあ何とか国のほうに説明して、国の支援が頂けるようなところに持って行けないかな、というようなことで考えてるということで、基本的に有害物を探して取るということは、一生懸命にやるということで、こういうこと今までになかったですけど、今まで以上にさしてもらおうということで、こういうやり方を提案させて頂いたというのがひとつございます。

そして、何でこの2次調査計画の前にこの基本的な考え方を入れたのかというのは、まさにその有害物を探して取るというところのイメージが、住民さんと我々とで、全然同じものを見ているようで全然違う方向を見てたら、ずっとこのまま進んでしまって、結局住民さんからみたら、全然何もしてないのかとかそんなことになっても、全然住民さんがやって欲しいところを県がせずに、そうでないところをやるとかですね、そんなことになっても、結局何と言うかな、やったという評価して頂けないことになりますので、2次調査に入る前の段階、1次調査で全体がおおむね把握、ざっと把握できた段階で、ようは有害物を探して取るという事について、もう一回ちょっと具体的な数字なり状況を見て、確認して、同じするとしたらこれで行こうということで次に進みたいということでございます。

住民：あのね、僕ら何回も言ってますけどもね、栗東市は地下水に7割、地下水に頼っているわけです。それを踏まえてね、そして地下水が汚染していることは事実ですからね。色んな物質で。地下水、基準をずいぶん超えていますよね。だからして欲しいと言っているわけやから。ただ単にね、出るか出ないかとかそんなことでなく、現に流れ出ているわけですから。だから、それを踏まえてやって欲しいわけです。だから、基準がどうのこうのとか言うよりも、絶対に出ないようにして欲しいんです。あっこから。そのためにはどうするかを考なあかんいうんです。そんなね、それをどうしたらいいかなとか、そんな程度で物事を判断できる段階じゃないと思うんですけどね。そこらへん、どうなんですか？そこらへんが、随分僕らと開きがあるように思うんですけどね。

住民：この前も鉛がくるまはったでしょう？地震が起こったらどうするんですかって聞いたら、答えがなかったんです。地震が起こりましたね。向こうに比べたら小さいことかも知れませんが、みんな心配してるわけです。だからあると分かったら取って欲しい。あってもしょうがないやないかというような、そのままちょっと置いとこかと、出えへんから大丈夫やと、そういうなんはやめて欲しい。あると分かったらとりあえず取ると、そういう姿勢をもっと見せて欲しいんです。

次長：今仰ったとおり、我々は対策を実施して改善をしていくんですけども、これは何回も聞き、耳にたこだと思うんですけど、生活環境保全上の支障、あるいはまた恐れを除去すると、これが対策の目的でございます。

だから、さん仰ったように、環境基準を超えて地下水が出ている、これは対策をして止めんとあきません、それは。しかし、止めるための方法は幾らかあるわけでございますので、それじゃどういう対策をするのかというのは、調査の結果を踏まえて選択をしていくと、こういうことなんです。

で、その対策を決定するには、1次調査、2次調査を踏まえて最終的にこうしましょうと、こうことになるわけでございますが、1次調査の結果を踏まえて、大体こういうことになったな、ということとその共通認識、我々と住民の皆様でそうやなど。

例えば今、筋掘りのところでさっき出ましたように、すごい異臭がしましたねと。あれ、テトラクロロエチレンは特管物に相当するものが出ているのですから、絶対撤去ですよ、とかですね。具体的にこういう結果が出ましたから、これについては対策はこういうことになりましょねと、こういう話し合いといいますか、すりあわせというか、それをさせて頂いて、同時に、従って2次調査はこうしましょうかと、こういう話し合いをさせて頂きたいと、こういうことを申し上げているわけございまして、それほど厳粛に・・・。

住民：何が***があるから分かるんです。基本的な***で、こういうふうにはぼんと書かれてしまうと、書かれては***。で、例えば対策工をする時に、国費も使ってやると。そうしたら、生活環境保全上うんぬんとありますけども、あれは法律に基づいて掘ると決まったら、ここで省庁が決めたことですから、あれ国会を通ったわけではないとは思っているんですけどね、だからそういったものもですね、やはり住民側が言う方をやっぱり押し立てていって、ダメやったらそれはダメで、それやったら次どうしようかと。先に向こうに合わせてやってしもうたら、結局、私らの言うことはもう思いが通らなくなってしまう、ということやと思うんです。

次長：今、こうして公定法ではない、より過酷な条件下で試験をやってみて、その結果を踏まえて対策工を話し合いましょうと言ってますのは、一定、公定法を否定しているということなんです。環境省の当時の室長さんに来て頂きましたが6月に、我々は公定法を否定することは出来ませんとハッキリ仰いましたけども、こういうことを提案しているわけでございます。

これは専門家のアドバイスも受け、こうして話し合いを積み重ねた結果、こういうふう提案させて頂いているわけでございますので、そのへんはご理解いただければというふうに思いますけど。

住民：まあ、法律は法律で分かるんですよ。だけどやはり、このように出ているということは事実やからね。外へ出ていることは事実やからね。やはりそれを踏まえて、やはり県民のために、県の職員の方々頑張って頂きたい、国に対して。そういう法律は法律でしょうけど、それは分かりますよ。だけどやはり、事情が事情だったら、やはりそれなりのことをやっぱり職員もね代弁して頂きたいなど、思う意味でちょっと申し上げているのもあります。

次長：しかし、それは大きなハードルを越えんとあきませんから・・・。

住民：そうです。それは言える。

次長：科学的な根拠、そして・・・。

住民：しかしそれが生活保全上の支障の除去になると思うんです。そういう意味だと思うんです。ところが、それを履き違えているように思うんです。どうも、誤魔化されているように、その言葉に誤魔化されているように思うんです。だから、本当の生活保全上だったら、今、現に出ているんだから、それは大変なことなんです。それを一番に考えて頂きたいなと思います。

住民：一般的に考えてね、溶けだすとか溶け出さないとかいう問題ではなくて、物があるわけやから、それを全部どけようというのが一般的な考え方ですねこれ。

溶出、溶出は関係ない我々は。溶け出さんからいいて、いつまでも置いとくってというのは、納得できんですわ。あそこは安定型ですよ。そういうのがあるはずの無いところにあるんやから。溶出するとかしないとか、そういう問題とは違う。そこんとこどう考えて、これからやっていくつもりですか？

そして特措法、特措法いうて、特措法は特措法で使うたらいい。それで、取れない分は、滋賀県が別個に予算使うて取らなあかん。それが今まで廃棄物行政の責任という意味においても、やってもらわな困る。

室長：これは言うてはるように、溶出でこっちのほうのやつをやってですね、これはこれで、今国のその、いわゆる今までやっている含有試験をしようと思っただけでは、なかなか素直に出せるとゆうことに導く方がなかなか難しい、現実問題としてね。

だから、周辺への検討ということ、いったいどんだけ有害物が実際にあって、それがpHでどうなるかということを見ながらやるというのが、我々の公定法と皆さん方の思いとの間を埋めるための、何とかこれで。

これは、ほんで国のこの特措法を使うさかいにどやとか、あるいは県の単独でやるさかいどやという話でなくて、やっぱり客観性というのは両方に要るわけで、そのへんをいわゆるその今までの含有試験をやるって言ったのをこっちに変えた。

それでなかなか素直にそれでそのまま出せるという理屈にはなかなかならん、というのが現実なんで、より良い、より強いやり方のpHを調整した中に出てくる状況を見ながら、また皆さんとここの対策の基本的な考え方の中で、お話をさせて頂きたい。

住民：県の基本姿勢としては、溶出が少ない有害物はいくらあっても、あそこにもそのままでいいという考えで行くわけ？

次長：お気持ちは分かります。ただね、立場の違いかも分かりませんが、やはりその業者がやったことに対して、行政が代わって対策を税金を使って

するんです。その時には、限界というものがあるんです、どうしても限界というものがあるんですわ。それが生活環境保全上の支障をおっしゃるように除去すると。具体的に言えば、地下水が汚染されていると、それを止めると、そういうことなんです。

で、その方法は幾つもあると思います。全量撤去もその一つかも知りません。しかし、やっぱり合理的な方法、こういうことをございますので、まあ、これはどういう対策をするかという、まず調査をさせて頂いて、それから議論をまたさせて頂きたいと思うんですけどね。少し、分かります、仰っている意味は分かりますけどね、首尾一貫して仰ってますから。

住民：大体こういうことになってくると、すぐそういう方に行くね。なぜこうなったかということや。許可を出して、県が許可を出して、その不始末よ。そして業者、業者いうけど先ほどの重油*** そうやけど、その重油を出した業者どこ？それつかんでる？そういうことを同時並行でいかんと、物事は収まりつかんわ。

それで、前もわしも言うた時に、県の責任はどうとるかについて、担当職員の処分はどうするんやと。考えますゆうてまだ考えてないわけ。それが原点よ。職員誰も反省せずに物事進んでるから、ええかげんなことになるんや。よその事例では全部職員を処分してる。滋賀県だけ何もしてない。前も考えときますいうたけど、返事何もなし、一向にそういう気配もないから。そういう原点から物事を考えていってもらわんと、解決せいへん。特措法結構、使うたら、使うたらいい国の金やからね。でも国の金いうてもまた税金やからね。そやけど、ああいうことになったのは、きちっとしてもらわな困る。

要は安定型4品目にして欲しい。これが住民としては原点。鉛の塊をあそこへ固めて置いとけばええ、そんなええ加減な***のするようなことではダメなんよ。もっと根本的に性根すえてかかってもらわな困る。

次長：まあ、まずはね、調査してから、その結果を踏まえてどういう対策をするかというのは、改めて議論させて頂きたいと思います。まだ、議論する材料が揃っておりませんのでね。

住民：早く揃えてください。

住民：はい、すみません。pHに戻ってよろしいか。pHが8.2、4.5、4.4となってますが、4.5でやるのと4.4でやるのとは、どう違うんですか？ どういう差が出てくるんですか？

主席参事：2番目の4.5というのは、はじめに4.5の溶媒を使って、あと土壤に混ぜりますから、pH変わります。ですから最終的には、その土、あるいは廃棄物の種類によってpHが上がる、上がると思いますが、そういう数字になると思います。この(3)の溶媒pH4.4というのは、最初から最後までずーとpH4.4でやりますという意味です。

住民：あまりよく分かりません。しかし、この廃棄物が最低pHに調節、4.4が最低だったということですか？だから4.4にしたんですか？

主席参事：そう、そうですね。4.4ということです。

住民：私の記憶では、今は環境基準近く上がってますけど、非常に上がってますけど、当初なんかは、4.1～2ていうのはずっと出ていましたけど。そういうことがあるんで、もう一回これ調べて、そのへんは4.0、処分場の中やったらもっと高いでしょう。それ地下水の話なんですよ。処分場の中やったらもっと高い、***というかpHになっていると思うんですけど。そのへんはちょっと、考慮する必要があると違いますか？

主席参事：まあ、それはもう一度確認させていただきますが、このpH4.4というのは、梶山先生が、よく使われるバッファリングという言葉が使われると思うんですけど、緩衝度という意味合いです。つまり、その土の原因によって、pHが変わる影響を抑えてやる、というのが(3)の条件でございますので、先ほど申しましたように、常にpHが4.4の中で溶出試験をやるということでございます。で、pH4.4っていう数字につきましては、もう一度確認させていただきます。

住民：それと反対ね、(1)のアルカリ側ですね、6.8～10.0となっていて、平均8.2なんですけど、あそこは処分場は、強アルカリ調査の時に調べてたら、12.0近くまで上がってましたけど、その後も11.0いうのも出ていましたけど、そのへんはどういうふうに解釈したらいいんですか。

主席参事：まずその、一番左側の溶出試験のピンク色がございますね。これはpHを調整しない条件でございます。これは、その場所と廃棄物土のpHに依存しますので、当然、pHは上がると考えてます。ここの部分については、pHが高い状態で試験をやる。で、先ほどから繰り返し申し上げておりますが、重金属においてpHが高くなって溶け出してくるのは、鉛だけです。

住民：鉛はアルカリで溶けるんですね？

主席参事：アルカリでも酸でも溶けます。中性液には溶けにくい。鉛は両性金属でございます。ですからそれ以外のカドミウムとかですね、そういったものについては、pHが高い状態で、金属水酸化物という形で沈殿いたしますので、アルカリであれば溶け出してくることはない。鉛でなければ溶け出してくることはない、と考えております。

住民：これ、pHを11近くにするということは出来ないんですか？必要がない？

主席参事：ですから、このピンク色のところについては、pHが10ぐらい、そ

この部分がですよ。

住民：いえいえ、それは他の処分場をそのままサンプリングして、そのままやるんですね？

主席参事：そのサンプリングすれば、pHが高いところであれば高くなる。高い土壌であれば高くなりますんで、そこは再現できると考えております。

住民：高くなかったらどうなるんですか？

主席参事：確認いたしますけども、当然その場所においてpHが高いという、例えば先ほど高アルカリと話がありましたけれども、それはその土壌において、土壌の影響を受けてその水のpHが上がっているわけですよ？

住民：現にそこにアルカリの高い1.1という近く、まあ今でも1.0近くに上がってますけども、十分1.1ぐらいは処分場の中に入っていけばあると思うんですが・・・。

主席参事：それはその降ってくる雨はご存知の通り、pHが酸性、わずかに酸性ですけども、それが廃棄物と触れることによってpHが1.1までなっているわけなんですよね？それはその土壌の影響を受けているわけですので、そういうふうな影響を見てやればよいと考えてます。

住民：で、(1)を8.2ではなくて、もっとpHをあげてもらうわけにはいかないんですか？

主席参事：ですから、ここの(1)から(3)ということではなしに、そもそも溶出試験、の溶出試験でpHを調整しなければ、そういうアルカリ性になりうることは想定されている。

住民：やっぱり高いアルカリは、何度も言いますけどありますんでね、高いアルカリで是非やって欲しい。

主席参事：ですからアルカリ性になるってことは、降ってくる雨が酸性にも関わらず、あそこ土地の中で、処分場の中でアルカリ性になるってことは、あそこにあるその土、あるいは廃棄物そのものがアルカリ性を呈しているわけですので、それと水を混ぜてやれば、当然水自体アルカリ性になりますから、そういう条件で溶出試験を行っているということになると思います。

住民：ここ、たまり水田水ですね。いろいろ、そろーとやってきましたけど、大体pH7から8ぐらいの間がほとんどですけども。ぜひアルカリを1.1近くの方でやって頂きたいんですけど。これからの趣旨から言えば、理解してもらえらると思うんですけど。

主席参事：ですから今、ピンク色の のところはpHを何もほとんど調整していない液、水、まあ純水に近いもので溶出しますから、それは廃棄物の影響を受けてpHが上がります。

住民：上がって、どのくらいまで上がるんですか？

主席参事：ですから、その状況によって、例えば一番高いもので、先ほど申し上げた、そちらで出現しているような11とかそういう数字になってくると思います。

住民：これは、なってくるかどうかは分かりませんよ。

主席参事：ですから、それは測らせていただきます。

住民：もともと、なるように(1)はやるっていうことでしょうか？

主席参事：いえいえ、(1)というのは、ピンク色の ですよ、ピンク色の は純水でやりますんで、pHがそのもののその土壌の影響を受けたpHになる。

住民：水で、蒸留水でやるから、薄まってpH下がるおそれありますよね？

主席参事：蒸留水でやるから、pHが下がるということはありません。

住民：ないんですか？

主席参事：ですから、先ほど申しましたように、そこに例えばコンクリートがありますね。あるいはセメントですよ、セメントは非常にアルカリ性ですから、セメントと水混ぜたら、当然、強烈なアルカリ性になります。あるいは灰などです。水と灰を混ぜますとpHはアルカリです。そういう状況は再現できるというふうに申し上げております。

住民：ちょっと納得いかんです。

主席参事：ですから、・・・。

住民：だったら、 だけで済むと言う事ですか？そういうわけではないんでしょう？

主席参事： については、そこでアルカリ性をそこで再現できるでしょう、と申し上げております。で、(2)の 、 、 については、酸性側を再現いたしましょうと申し上げております。

住民：酸性側は分かりました。4.2 その辺を考えましょう、というのは分かりました。で、アルカリ側は、ぜひ11近くのあれでやっていただけたら有難いんですけど。

主席参事：ですから、そのアルカリ側については、 で再現できるというふう
に考えてます。

住民：ちょっと納得いかんですね。

主席参事：ですから、繰り返し申しますけども、あの処分場の中でアルカリ性の水が出るということは、降ってきた雨があの土と触れ合って、それでアルカリ性になってきているわけですので、その土と水をね、蒸留水を溶かし合わせてやれば、アルカリ性が再現できるはずですね。それを、そういう試験をやりたいと申し上げてるんです。

住民：なんで、そうなるんですかね？ pH 8.2 で、何でやるんですかね？分からへん。条件をきつくしてやるわけでしょう？処分場の条件にあわせてやるわけでしょう？そうであろうと言われても、そうですかと言い難いですね。

主席参事：例えばですね、平成19年に溶出試験やっています。これは46号の試験でやっているんですけども、その時の溶出液のpH、これは検体ごとに違っているんですけども、この場合ですね、C-3という溶出試験では、pHが約10.0というふうに記載しております。ですから、こういう形で現場の土壌と蒸留水を合わせてやれば、pH自体は上がることが想定されているということです。公定法でやればpHは上がる。現状ではですよ。

住民：含有で出して、高い鉛の含有量が出たと。それが、溶出でしてもう少し難しい条件を課してやりましょうと、言うことでしょうか？溶出試験は溶出試験でやって、含有でやって、高い含有重金属が出たら、3つほど出たら高いやつを、処分場の条件の厳しい酸とアルカリに、そういうことを条件を整えてやりましょうというふうに理解していたんですけど。いや溶出試験でいいんだと言うんやったら、どういうことになるんですか？すいません、素人で。

室長：すいません、私、ちょっと言うてくれはったのは私の思ったのと一緒なのかも分かりませんが、 の(1)は、言うてくれはったそのアルカリに出た10.なんぼとか出たら、そこは10.なんぼのpHで溶出の試験をする。

そのその場所の溶出後のpHに合わせたもので、この全含有で濃いところをやってみる。(1)。アルカリになったらアルカリ、高いアルカリのpHで・・・。

住民：* * *の状態でするわけですか。

室長：はい、(1) の (1)。

住民：そやから、6の場合もあるし、7の場合、10の場合もあるということ
言っているわけでしょ？

室長：(1) のとき。

住民：8.2いうたやろ？

室長：これはちょっと平均て書いてますけど、10であったところは10でや
る。

住民：酸性の場合も？

室長：酸性やったら酸性でやる。

住民：そやったら、4.2とか2とかいう話、変わってくる。

住民：ちょっと関係ないかも分かりませんが、乾いた土壌のpHってなんぼ？
って言われた時に、どう答えるの？

主席参事：それは、もう場所によって全部違うんです。

住民：例えば乾いた土壌があります。そのpHなんぼ？って聞かれたら？

主席参事：それはもう本当に千差万別です。場所によって全然違います。

住民：水をかけてやらないと出えへん。

主席参事：その通りです。

住民：でしょ？

主席参事：その通りです。水の中に土を、土の中に水を溶かしてやって・・・。

住民：コンクリがあります。そして、このコンクリのpHはなんぼ？って聞か
れた時に、水かけてやられるわけですか？

主席参事：その通りです。それはおっしゃるとおりです。あくまでpHってい
うのは、水の中の状態を示すものですので。
ですから、 のピンク色のところは、pHがほとんど7から出発します、

ということですね。ピンク色の部分は、7から出発します。ここは のところは現地のpHに合わせて出発します。

住民：ちょっと、ひとつ心配なのは、室長も言われましたけど、酸性側って言うんですかね、pHの低いほう、何で調整しますかっていうときに、酢酸であったり色々なものがある。それによって溶け方は大きく変化すると思うんですけど。

主席参事：そこはですね、もう少しやってみないと分からない部分とってます。先ほどの緩衝度という条件と、それから、酢酸の場合ですね金属にくっつくんですよ。非常にわずかなものですけども、金属に酢酸がくっついて、錯体というものを作りますんで、そういったちょっと、通常の条件じゃないような条件も出てくる可能性もありますから、そこらちょっとですね、専門の梶山先生と相談させて頂いて、塩酸がよいのか、酢酸がよいのか、どこらへんで落としたりよいかとか、ちょっとやり取りさせて頂いたうえで、皆様にご説明させて頂きます。

住民：すいません、ちょっと小さいことやけど、もう一回、別紙1のほうのね、単位のところでですけど、mg/Lと。これは、溶出したときのことやろか？で、このLというのは、何gの固形物に対して何Lを入れてした場合の結果なんですか？

主席参事：通常ですね、50gの検体を500ccの・・・。

住民：こちらに書いてあります、この通りですか？これもこの通りですか？

主席参事：46号ですね・・・？はい。その通りです。

住民：それではこれは100gということですね？100gあたりのこれだけの値が出たということですか？

主席参事：いえいえ、溶かしたのが水1Lあたりです。溶出に使った水1Lあたりです。

住民：それは溶かし込んだ水だけど、原体ゆうか、もとの重量はどれだけだったんですか？

主席参事：だからもとの廃棄物土は、先ほど申しましたように、50g。50gを500ccの水に溶かしてやる。それを1Lあたりに換算しなすと、こうなった。

住民：100gですね？ということは。

主席参事：100gというのは？

住民：固形物が。

主席参事：えー、あー、なるほどなるほど、分かりました。

住民：100gで・・・。

主席参事：100gから溶け出したというふうになります。ああ、分かりました。

住民：そういうことですね？

主席参事：はい。

住民：それで考えたらいいんですね？分かりました。

主席参事：あのう・・・。

住民：それだけです。

室長：あ、すいませんね、私がちょっと先ほどのやつ、言わせてもらいますんで、***。ピンク色のやつは公定法なので、ほぼ中性の水でやると。初めから中性の水でやって、溶けるか溶けないか、やってみるんですね。

次の周辺環境への影響検討の(1)はその、今ピンク色でやったやつ最後のところ、溶かした最後のpHで最初の水をpHを調整した水で溶かしてみるとというのが(1)です。

(2)は、これは酸性雨の関係で、4.5と一番強いところ、それはどこも4.5でやる、最初の水は4.5でやると。

(3)これはまあ、4.4が4.2なのかということはありませんけども、これはずーと4.4保ちながら最後まで溶かしてみる。

(1)(2)は最初の液のpHを調整するだけで、あとその廃棄物で影響されて変わっていく可能性ありますけども、(3)は最初から最後までこのpHを保ちながらやる、こういう差でございますので、こんでよろしいでしょうか？

住民：現にそういうpHがありますかね？処分場に。

住民：せっかくRDのオリジナルの調査ですから、それに合わせたやり方でやってもらえたら有難いんですけど。

主席参事：酸性に傾けるって言うのは全世界的な話で、先ほど申しましたように、アメリカとかオランダとかの方法がございます。アルカリに合わせると

いう方法については、廃棄物学会の報告を見て頂ければ、また論文等お示しいたしますけれども、日本の方法ですと、先ほど申しましたように、逆にアルカリに偏ってしまいますんで、最初は中性ですけども、土の影響を受けてアルカリに偏ってしまいますので、そういう方法でちゃんと鉛についても溶出が再現できたという報告もございますので、それをもとに先ほど申しましたように、ピンクの方ですと、アルカリの再現が出来るんじゃないかというふうに考えておるといふことでございます。

住民：溶出試験は溶出試験できちんとやっていただければいいんですけども。

主席参事：ええ、ですから、日本の今ここでいう46号の試験ていうのは、きわめてアルカリ性に傾きやすい、アルカリ性で再現できるというように申し上げております。

住民：私が言うのは、RDのオリジナルとしてやるのであれば私の主張もとり入れて欲しい。

主席参事：いや、ですから、現地の状況でpHを確認すれば、アルカリ性が再現されているわけですので、そういう今仰っている話については、ご要望の通りになっているというふうに理解しておるといふことです。

住民：pHでやってくれというのは***。今の現場では***。

主席参事：もういっぺん申し上げますと、RDの土地にはですね、そういうアルカリ性、水に混ぜてやると、アルカリ性になるような土あるいは廃棄物がありますので、先ほど仰ったように、たとえ酸性の雨が降ってきても、あそこは、***とアルカリ性になるようになってしまっているんです。同じように、蒸留水とこの土を混ぜ合わせてやれば、そのpHはアルカリ性になりますから、そのアルカリ性で溶出試験をやっているのと同じことになりますねと申し上げておるんです。

住民：だから、11っていうふうになるとは限らんから、***。

主席参事：確かにどこまで上がるか、というのはそこによって変わってくると思いますが、一番その土、再現出来るpHがその現場のpHですので、今測ろうとしているところのpHを再現するのは、その状態から再現できると思いますので・・・。

住民：11が出たらやってくれはるかもしれませんが、11が出ずに10とか9やったら、普通にやられるんですか？

主席参事：そうです。

住民：だからそれを12でやってもらえへんかっていう話を、一番条件のきつ
いところで、今まであったきついところの場所のpHでやってくれへんでき
ようかっていうお願いをしているんです。

主席参事：ですから、そこのところにつきましては、やはりその場所場所によ
って、つまりそのpHの条件が必要だと思っているんです。こちらで1
1、ここでは12、こっちは10だというようなところがあったとしたら、
ここのとこで、11のやつをやるっていう話よりも、そこに合わせた状態
で再現した方がいいと思っているんです。

住民：ここで酸性云々とかね、酸性にやってやってみましょうとかいう話があ
るんだから、その現場じゃなくても、pHが10でもねpH11でやって
みたらどうなのか？っていうのは、私らは心配しているところだと思うん
です。今度、酸性側によって、酸性はそれですむけども、アルカリはあまりこ
れ以上アルカリにならんという、そういう専門的な話があるかも知れませ
んけども、それをあえて、処分場で1番高かったやつでいっぺんやってもら
えませんか？ということです。

それが高いところが出れば、ああそうか、ということになると思うん
ですけども、ただその他のところはどうしようかということがありますよね。た
だ今、鉛もおっしゃったけど、鉛はなんか両方です。ただ、鉛があったと
ころは、そうじゃなかった中性ぐらいやったと。ところが、それ以降アルカ
リに持っていったら出るかもしれない。

主席参事：ですからその、今、鉛の含有量が高いところは、どういうふうなp
Hなのかというのは大事なところだと思うんですが、先ほど申しましたよう
に、今あるアルカリの濃度がさらに上がるという条件はないと考えてます。

先ほど申し上げましたように、酸性につきましては、腐敗が進行しますと、
例えば、腐るとすっぱくなるでしょう？あれは酸が出てるということですよ
ね。例えば、あそこの中の腐ったところで、アルカリが強くなることはない
んですね。アルカリが強くなる条件っていうのは、先ほど申しましたように、
コンクリート、セメント、あるいは灰なんです。

それがさらにどんどんアルカリがきつくなっていくという条件は想定しに
くいんで、そこのとこで、今ある状態で、水と一緒に混ぜてやれば出てく
るpH、それが一番妥当な線だという風に考えてますから、のところで、
やらせていただきたい、というのが我々の考え方なんです。

住民：コンクリートを溶かしたっていうのは、pHはどのくらいあるんですか？

主席参事：コンクリートを・・・。

住民：水に溶かした場合。

主席参事：これはですね、ご存じのとおり、コンクリートっていうのは、だん

だん劣化してきますよね？コンクリートを最初に打った時と、何年か経ってからはがした時とですね、出てくるpHが変わってくるんです。

住民：大分違うんですか？

主席参事：違うんです。それを打ってすぐの状態っていうのは、強烈なアルカリ性です。ですから、それを皆さんのところも、打ってから何年も経ってからの状態の時、最初打ったらあくが出てくるじゃないですか？あくが出てきますよね？あれはpHが高いんです、非常に。

でもそれは今捨てる状態になってきますと、それが何年か経過した状態です。それほどアルカリはきつくない。ただ、先ほど申しあげましたように、10とかですね、それくらいはいく可能性はあると思います。

住民：そしたら一番高いところで10か11出たって、それはやってみるべきやと思うんですよね。

主席参事：ですからその11の出た、11っていうのはね、今水でやってやれば、そういうところが出てくる可能性は大いにあります。だから、その状態で再現できると思っているんです。

住民：もしもなかったら、あそこ広いじゃないですか。やったところが点ですよ。そやからもしかしたら別のところで、そういう形になっているところがある可能性がありますやん。そしたらそれをやっておくべきじゃないんですか？

主席参事：いや、ですからpH10とか11とかは、その状態を再現すれば、必ず出てくる可能性があると思いますので、そういう状態でやっていけばいいと思うんです。

住民：点ですから、当たればいいけど、もし当たらなかったらどうするんですか？

主席参事：いや、ですからその場所の土とその場所の溶け出し方がセットだと思ってるんです。

住民：ただ、全部調べるわけじゃないんでしょう？点で調べていくんやから、抜けているところにあるかもしれん。

主席参事：ですから、今のピンク色の方は、全部じゃないんですけども、そのボーリングポイントはすべてピンク色で測りますよね。これは先ほどの高いpHを再現できると。40数本ボーリングやって、上中下やりますから、 $\times 3$ のpHの溶出試験をやると。そのpHの高いところで再現できるんではないかと考えております。そういうことです。

住民：だからまあ、どっちかといったら、11は出ることはない。もうあそこ以外は絶対出ることはないという風に考えているわけですね？

主席参事：pHが11。ですからその場所によって、11も出るでしょうし、それより低いのも出るでしょうし、

住民：ポイントポイントでやるんやから、もしかしたら出るかもしれない。出たら条件が良くなるんやけど、もし出んとこばっかり当たる可能性だってあるわけですよ？

主席参事：そこについてはですね、先ほど申しました通り、これはもうやってみなくては分からないところがあるんですけど、先ほど申しました、平成19年にやったところでは、その高い値が数少ない調査結果でも出ていますので、当然そういうふうな数字は出てくると思うんですけど。

住民：出ると考えているわけですね？

主席参事：ええ、pHが高いのは出てくると思います。ですから逆に、pHが低いところは、出にくいと思いますから、あえて酸を入れてやると。pHが高いのは再現できる、現状で。ただし、pHが低いのは再現できないから、酸を入れて強烈にやってやる、そういうことです。

住民：ただね、心配するのはね、サンプルを取ったところの、見つかったときのpHは、あるpHとします。ちょっと横の方に強烈に高いpHが、それが流れてくるということはありませんか？

主席参事：ですから、流れてくるというのは、今ほとんどの場合、水に浸かっている状態ですよ？下のところが浸透水に浸かっているわけですが、上のところは不飽和の状態ですね？水が湿っている状態、水にドボッと浸かっている状態ではなくて、通りぬける状態なわけですね。ドボッと浸かったそのpHが高いのが来る、あるいは低いのが来てもですね、接触時間ということから考えると、それほど長くないと思いますので、それよりか強烈な状態を作ってあげるということだと思います。つまり、先ほど申しましたように、pHの10とか11で6時間同じ状態を作ってやるということは、現状から考えると、少し強烈な条件を人工的に作っていくということに近いという風に考えております。

住民：素直に納得できないような答えですね。

住民：酸性でせっかくそういうふうに強制的に作りましょう、アルカリもちゃんと作って下さいよ。

主席参事：ですから、アルカリはちゃんとそういう状態が再現できます、と申し上げているんです。

住民：可能性があるんでしょう？

主席参事：可能性ではなく、必ずアルカリ性になると考えています。

住民：考えてます？ 11が出てくるんですか？

主席参事：ですから、すべてが11になるとは思ってません。場所場所によって、変わってくると思います。はい。

住民：それに酸性のものを入れたら中和されるんですよね？ある程度ね。酸性がさらに上がるということはないんですよね？アルカリ性のものを入れるとアルカリ性が高くなるのはわかるけど、酸性みたいな成分を分析したら下がると、恐れはありますよね？

主席参事：ん～とですね・・・

住民：完全に蒸留水は変わらないんですね？

主席参事：蒸留水っていうのは何も溶けてない状態ですよ。早い話。蒸留水ですから、水の中に何も溶けてないですよ。それを土と混ぜると土の中に溶けやすい、例えば、セメントだとします、カルシウムみたいなものが溶けてくる、そしたらpHが高いですから、水自体がpHが10あるいは11になるということです。

住民：極端な言い方をすると、8.2で入れたら、アルカリ性が8.2の時に出た***は、もちろん酸性がきつかったら下がるという可能性もあるということやね？

主席参事：ええ、それはあり得ますが、過去のデータから見たときに、pHが落ちることはないんです。アルカリに偏る、少しアルカリに偏るものもあれば、高く偏るものもあるということです。

住民：私がお願いしたいのは、11近くの条件で酸性と同じようにやっていただけのようにお願いします。

住民：これはデータとしては、pHは示されるんですね？

主席参事：はい、溶出した時の・・・

住民：・・・分のこれはpHがいくらだったということは、

主席参事：はい、それは記録をとって、皆さま方にお示しします。

住民：だから結局、実際やってみてどうなりましたというデータでもあれば、参考にしてわかるけど、これだけ言われて、はいそうですか、とはならない。

主席参事：例えばですね、こういう参考資料を皆さまにお配りしていると思うんですね。『平成19年9月20日までの結果』ということで、これをお配りしていると思います。過去の結果ということで、で、この中で溶出試験の結果をすべてあげておまして、その時の溶出したpHもここに書いてございますので、過去のデータのここにございます。こういう結果になるでしょう、ということは皆さま方にご確認いただくとありがたいです。先ほど申し上げました10という数字が出てるというのも、ここから申し上げております。

住民：だいたい、だーと読んでみてくれる。どれくらい強いものなんか。

主席参事：えっとですね、ちょっと待ってくださいね。溶出試験で一番高い時のpHが10.0ですね。一番低い時のpHが6.8です。そのくらいの数字ですね。

住民：可能性もあるということですね？

主席参事：7より低いのはこの1個だけですね。後はすべて高い量ですね。

住民：ちょっとざっと読んでみてもらえますか？

主席参事：読みますか？7.6、6.8、7.5、7.5、7.6、7.8、10.0、9.7、7.1、8.0、8.5。

住民：アルカリ性とは言えませんね。7.なんぼでしょう？

主席参事：アルカリ側に偏ってますね。

住民：それ今の例は、私が今あそこで拾った場合、11近くのアルカリ性のが出ますんでね。

主席参事：いや、ですからそれは・・・

住民：やっぱりアルカリでやってください、とお願いするんであって、それ見たらなぜ***。処分場自体が8近くのデータ出ますよね？7.8くらいがほしい平均的なpHですよ？

主席参事：はい。ですから・・・

住民：アルカリ性側に入ってますよ、とはちょっと言いづらい。

主席参事：だから、アルカリ側の数字が出てくるんですよ。先ほどから申しあげているとおり、pHが低い酸性の4とか5とかいう数字のものは出てきませんね、ということをお申しあげておるんです。

住民：先ほどから鉛という話が出てますよね？鉛はだいたいpHが高いところから出ている。それ今言った値の中では出そうな感じですか？

主席参事：えっとね、この状態だったら、出てくる可能性はあると思います。先ほど申しました10とか9.7と出てますので、そこら辺は出てくると思います。

住民：後はその辺の値で、鉛以外に出てくるものって何か？

主席参事：先ほど申しました通り、他の重金属は、pHが酸性側にならないと出てきません。鉛だけです、アルカリ性で出てくる可能性があるものは。

住民：11やったらもっと出てくるんですか？

主席参事：鉛ですか？その時の状況によりますけど、確かにpHがそういう感じで出てくると思いますよ。10、11では出てくると思いますよ。

住民：そこは鉛の汚染っていうのが、一番の一つのテーマですよ？あそこ鉛で改善命令が出た時もありましたよね。ということもあって、アルカリ側に持って行って、鉛の状況を見てもらえた方がありがたいんですけども、酸性側とかアルカリ性側とかと言えない状況ですよ？

主席参事：例えば19年のデータで申しあげましたので、今回のデータは皆さんにお配りしております資料の2-6ページ。3月20日の資料1の2-6ページご覧いただけますか。『(6)分析結果』溶出液のpHというのがございます。表-2.3.2ですね。pHがございまして、測定値というものがございまして。申しあげますと、上から9.2 9.7 10.0 7.8 8.9 9.2 9.4 8.3 8.6 9.2 9.7 7.8 9.0 8.1 9.7 9.9 8.3 9.4 10.4 9.8 9.6 9.2 10.2 8.8 9.6 8.2 8.4 9.7 9.7 10.1と、こういう数字です。

元々一番下に書いてますが、溶出前はpHが6.0～6.3の水を使ってますけども、実際に土といったものと混ぜると、こういう9なり10を超える数字が実際に出てきていると。実際アルカリ側で溶出試験をやっているということになっていると、ということでございます。

ちょっと鉛の検出結果は出ておりませんが、まだ全部そろっておりませんが、例えば、県H22-ク-3ですと、pHが9.6であっても、鉛は出

てきてないという結果が出ていると。

これ全部がそろってからまた皆さんに見ていただこうと思いますけれども、
こういう形でお示しすることになるということでございます。

住民：もう一つ教えてください。それじゃあ今こうpHが出ていましたけれど、
逆にこれを上げることによって、出なくなるものって何かありますか？

主席参事：pHを上げることによって、出なくなるものっていうのは、例えば、
今6項目重金属やるって申し上げましたが、カドミウムとか、水銀とか、そ
の他の重金属は、先ほどから何度も申し上げております通り、pHを上げる
ことによって沈殿物になりますので、溶け出なくなります。

住民：ということは、逆にそういうものは、このままの方がいいということで
すか？

主席参事：いや、ですから、先ほどから何度も申し上げております通り、pH
を下げて、もっと強烈的な条件で溶け出てくるかどうかを調べていきましょう
ということをお願いしております。

住民：ということは、pHの低い方もするんだから、これも上げてもなんら問
題はないですね？

主席参事：ですから、上げる方については、ここで再現出来ておりますよね？
ということをお願いしております。

住民：うん。それでもう一つ聞くと、上げたことによって弊害は何かあるんで
すか？

主席参事：いや、だから上げ方なんですよ？その安定性という考え方でいく
と、その場のpHに合わせて、再現した方が望ましいんじゃないか。

住民：言おうとしてること、わかりますか？

住民：すみません、先ほど説明で、溶出前が6.0から6.3のpHでやりま
した結果、***出ましたということ。そしたら今度は、8.2でやるので、
このままいけば2桁上がるのかな、と単純にそういう風に解釈していいんで
すか？

主席参事：すみません、2桁って言うのが全然違う。

住民：あ、2桁、8というのが10になりますよ。桁というのがややこしい。

主席参事：そうじゃなくって、

住民：そうではないんですか？

主席参事：今申し上げた2 - 6というのは、中性の液を土とか今の廃棄物等と混ぜたらこういう結果になりましたよ、という最後の結果の部分なんです。先ほど申し上げてる8なりの数字、ですか？

住民：6.0、6.3溶出前で・・・。

主席参事：いえ、それも、出発をその数字でやりましょう、という話なんです。ご存じの通り、pHっていうのは、水素イオン濃度の負の対数値ですから、単純に横に掛けるという話ではございません。

住民：ええ、それを確認しているんです。
今度はpH 8.2からやりましょう、というふうに・・・。

主席参事：ですから、8.2もですね、単純に申し上げますと、8.2というのは、10のマイナス8.2乗なんです。10のマイナスで、pH 6.7というのは、10のマイナス6.7乗、極めて低い濃度ですので、その2の差というのはほとんどないと思ってください。要するに、土をぐちゃぐちゃと溶かしてやれば、その2の差なんてないのと同じなんです。そこは。

住民：それ以上、聞いてもわかりません。

主席参事：単純に2ずれる、という話ではないので、そこだけちょっと理解していただきたい。

ちょっと繰り返し申しますが、表 - 2.3.2の中で、例えば上から3つ目に10.0というpHがございます。これは、土と混ぜた状態で、すでに10になってしまうわけですから、*** 10で水と混ぜているということです、とそうご理解いただきたいんです。

主席参事：間違えました、申し訳ないです。この緑の方ですね、何度も混乱して申し訳ないですが、こちらのピンク色の方は、pH 6からスタートします。その結果、10になりました。こっちの緑色の1番は、10からスタートします。

住民：これピンクの方はスタートして***。

主席参事：6からスタートしても、土の影響を受けて10になってしまいました、と。で、の方はその場合のpHですから、10からスタートしてそのまま10になるでしょう、ということです。

住民：8.2って何ですか？

主席参事：いや、だから平均値ですから、いろんな場所の平均を取ったら全体で8.2で、幅を書いていますね。幅がありますので、その場合のpHでやります、ということです。

住民：ちょっとこの問題、時間取りすぎているように思います。他にないんですか？議題は。

室長：あの今の、まだ梶山先生と酸の種類とか、いろんなものを調整する必要がありますので、その前に全含有試験を底質調査法でさせていただきます。それで出てきたトップ3の項目について、この3種類をさせていただきます。それについて、ちょっと梶山先生のご意見も聞きながら、ちょっと調整させていただきますして、トップ3が出たところで、この(1)(2)(3)をさせていただきますので、とりあえず今は、今日は、底質調査法で、とりあえず出てきた資料ごとに底質調査法の分析を始めさせていただきます、ということで今日はご理解いただきたい。

後、今いろいろ疑問が出てました高い値、今うちが説明させていただいているのと、疑問が晴れない部分もありますけれども、それまた梶山先生の酸の調整の方法も含めまして、ちょっとまた調整させていただきたいと思いますが、とりあえず底質調査法で資料を分析させていただく、ということで今日はご理解いただきたいと思います。宜しくお願い致します。

住民：もっとわかりやすい資料をいただいて・・・。

室長：ちょっとそれはまた・・・。

住民：私にわかりやすくし***。

室長補佐：とりあえず、底質調査法で全含有量の分析をさせていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

そうしましたら、最後の議題ということになりますが、3番目の「浸透水水質観測井戸の位置」ということで、これも20日の委員会の資料の2-5ページ、最後から2枚目でございますが、これで絵が4枚ありまして、上の2つが浸透水、下の2つが地下水ということで、地下水につきましては、もうちょっとお時間をいただいて、位置を決めていく、といことと考えております。

今日ちょっとご了解いただきたいな、と思っておりますのが、上の浸透水の井戸の位置でございます。上の2つあります内の左の方が既設の観測井戸の位置で、ピンク色のやつが5つ、黒い丸が2つございます。これがカメラ調査をした結果、この黒になってます2つD-3とE-4というやつにつきましては、中に水がございませんでしたので、井戸としては使えないかな、ということで、後の5つに加えて、どこにしようか、ということで、右側にありますやつで、赤い破線で囲って中にピンク色に塗ってます5か所でやって

はどうかということです。

この5か所の選定の理由としましては、北側の平坦部につきましては、メタンガスが表層ガス調査で出たということと、後、下に元々深堀の穴があって、埋めたところの近くということで、前漏れていたところですが、その近くでやってはどうかということです。

それから、一番西市道に近いところで、入口に近いところ、ドラム缶調査した近くのところですけども、19年にドラム缶の調査をしたところの近くですが、ここは硫化水素が高濃度で出たということと、後、下に粘土層の破壊されているところがあるということで、汚染物が流れ出しやすいところやということで、井戸を設けてはどうか、ということです。

それから、焼却炉の近くのところについては、一番上流ということもございしますが、VOCが高濃度で検出されたようなところでございますので、ここに設置してはどうかと。それから、後は真ん中と下流側ということで設置してはどうかということで5か所。全体としてみると、両端と上流、中流、真ん中、下流というような形でやってはどうかということでございます。

この前、委員会でも特にあかんというご意見はなかったかと思えます。ただこの黒丸になっている水のなかったところの間で井戸を設置することについてどうなのか、というご意見もございましたが、これについては、もし水がなかった場合は、硫化水素ガスが出ているところの近くですので、そういうやつとして考えると。

後またこれから調査を進めていく中で、他に浸透水の井戸を設置するべきやというところがあれば、それはまた追加で設置する場合もあると思えます。けども、現在の段階でこういう位置に配置したいということでございます。

これがご了解いただけましたら、ここでまずは廃棄物調査のボーリングをさせていただいて、それが終わりましたら、もうちょっと穴を広げて、井戸に使えるように加工しなোসという作業を進めたい、ということでございます。以上でございますが、ご意見等ございましたら、お願いします。

住民：地下水はあと二次になるんですね？

室長補佐：はい。そうです。

住民：今回は浸透水だけの井戸、観測井戸を作る。それと、この資料にですね、調査目的の2番に「周辺地下水への漏洩源として懸念される箇所の水質把握」ということが書かれてございますね。今、ご説明のありました今回新たに設置したいというお話がございましたね、5か所ですか？ここで地下水に漏洩している井戸というのはあるんですか？

室長補佐：この左側の方で、黄色く塗っている4か所が、前の委員会でも説明していますけども、廃棄物と触れているところ。

住民：底が抜けている場所？

室長補佐：はい。

住民：ここに該当する井戸というのは、オ - 1 番、上の方、北側の 1 番と、それからキですか？

室長補佐：キ - 7 です。

住民：キ - 7 番。この 2 か所がそれに該当するわけですか？あ、もう 1 つあるか？もう 1 つク - 5 番もそうですか？

室長補佐：ちょっとずれてますね。

住民：まあまあ近いですね？

室長補佐：はい

住民：それで、これ以外にはもうないんですか？

室長補佐：いや、漏洩しているところが、ということですか？それはちょっと地質の図面なんかを精査しますけども、これは平面的なやつだけ書いてますけども、ここをポコッと掘ったような形になってるところがありますので、横の方がどうか、というようなこともあります。下は大丈夫やけど、横が帯水層が出てるとかですね。そういうところもあるかもしれませんので、そういうところを確認させていただいて、最後の評価なりするところでは、そういうところも含めて評価したい。もしこれ以外に井戸が必要や、という結論になりましたら、それはまたその段階で設置するなりいうことを考えたいと。

住民：この地下水へ漏洩している箇所の浸透水を測りますが、その近辺の地下水は測らないんですね。この地下水のまだ下に案が出てますけど、あまり関係のなさそうな、漏洩している場所と関係なさそうなところに・・・。

室長補佐：ですが、既設の井戸もかなり使えますので、その辺と併せて、ということになります。

住民：そういう整合性が見れるような井戸の配置を考えていただいているんですね？

室長補佐：ええまあ。既設の井戸と併せて、処分場の影響を地下水がどういうふうを受けているかを把握する位置に設けるということです。

住民：地下水への漏洩源として懸念される場所の水質把握ということを書かれているわけですが、この把握というのは一番最初の第一歩だと思いますけど、把握をされて、後、対策にどう繋がられるんでしょう？把握だけで終わって

しまったんじゃ。

室長補佐：例えば、ここからは非常に高濃度のものが大量に出ている、或いはその恐れが極めて高い、というようなことでしたら、取るのは最も合理的だといことであれば、取ることになりましょうし、或いは取るのはなかなか難しいということであれば、例えば井戸を設置して流れないようにするとか・・・。

住民：バリア井戸で？

室長補佐：バリア井戸というよりは、そこで揚水するとか、バリア井戸という考え方でやる場合もあるかもわかりませんし、その辺は状況に応じて。

住民：これはもう対策・・・。

室長補佐：そうです。それは先ほど申しました対策工の基本的な考え方のところ、こういう形というのはお示ししたいなと考えております。

住民：そうですか。いずれにしても、廃棄物土とですね、廃棄物土の汚染、それから浸透水なり、地下水なりの汚染、この辺の整合性をとにかく追及していかなきゃいけない、というふうに思っていますけどね。当初からお願いしています。

室長補佐：地下水の汚染を現状を把握しないと対策も取れませんので、出来るだけ効果のある合理的な方法をやるために、今回調査をしているということです。

住民：よろしくお願いします。

室長補佐：はい。

住民：県のD-3、県のE-4水がないという井戸なんです、なぜ水がないのか、私らも推定はしているのですが、水がないということで、浸透水としては使えないということですよ。その間に今度はキ-7のところを高濃度ガスと漏水源箇所という目的でやりましょう、ということなんです、これもまた可能性としては、水がなくなるということは、可能性としてはありますよね？そこで、なぜ水がないのか、というのを聞きたいのと、私なりに考えてる、推定はしているんですけど、それをまず聞かせていただいて、それでいいのか、浸透水が取れませんよ、だけでいいのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと。

室長補佐：先ほど申し上げましたが、取れない可能性はあります。下に粘土層に穴が空いているところがありますので、その影響かな、ということも考えています。先ほども申し上げましたが、この位置に井戸を仕立てても、県

のH16No.5のところなんかは、硫化水素、今も高濃度で出てますので、ここに今のこのキ-7のところには井戸を設置して、水が取れない場合でも、ガスとかの観測のための井戸としては使えると。この辺りに浸透水を取る井戸がないと問題やというようなことであれば、それはまた、実際水があるところで、どこにやればいいのかという検討をさせていただいて、また設置するということになるかと思います。

住民：提案なんですけど、柱状図、ガス化炉の柱状図ですとか、その辺の諸々の柱状図をずっと見てみると、廃棄物過ぎるとそのあとすぐ砂になる。要するにこの辺はものすごい深い砂地になっていて、あのガス化炉のパイルの柱状図を見たらすぐわかるんですけど、入ってくる浸透水がみんな下へ落ちてしまっているように推測するんですけど、そうなってくると、もう少し掘っていくと、粘土層、帯水層があるんですね。そこまで掘ってもらえたらなと、その状況がどうなるのか、浸透水じゃなくて地下水やと言われたらもうそれまでなんですけど、その辺で水があるところまで掘ってもらえないか、というお願いなんです。この井戸は下は完全な砂地で、水が溜まるっていうあれはないんですよね、柱状図から見ると。

室長補佐：この穴があいているところは推定の線でございます、実際やってみて、最初うちも当初は粘土層の下の帯水層というようなことも調べるということも考えてましたが、ちょっとそれは、よっぽどうまくやらないと危険な場合もあるんで、極力、廃棄処分場の下の粘土層には新たに穴を空けない方がいいんじゃないか、という委員会でのご意見ございましたので、今回はとりあえずこの処分場内の廃棄物層内の水を取るということで行きたいと。今、さんがおっしゃったような下の、要はもう穴が空いているようなところの帯水層のやつを直接取るというようなことは、委員会の方に諮らせていただいて、やった方がいいというようなことであれば、検討させていただいて、合意いただければやるというようなことで。

住民：Ks2ですかね？その帯水層までもう浸透水が直に落ちてしまっている状況にあると思うんですよね。Ks2のところまで、これをもう少し頑張っって掘ってもらって、その水を取らないと取れないと思うんですよ。ぜひそれをお願いします。

室長補佐：この図面、空いている範囲のあくまで推定ですので、その辺をさらに確認して、さんがおっしゃるような、やれというようなことでしたら、やることを決して否定するものではありません。

住民：質問です。いいですか？

室長補佐：はい。

住民：オ-1の案として出てるんですけど、現地からの情報の中で、これはも

う井戸として使用する準備が整っているという情報を聞いたんですけども。

室長補佐：そうでございます。

住民：ということは、ここを案として出す前に、県としてはここでもう決めた、住民との合意の前に決めてしまったということによろしですか？

室長補佐：そうではございません。

住民：これが案であったら、ここでどうでしょうかと、住民との合意の中で、「じゃあここでいいですね？」っていうことで、じゃここを井戸にしましょう、ということなら、案として出てきたことはわかるんですけども、既に案として出ている状況の中で、ここは井戸して使う準備が整っているという情報を聞いているんですけども、それは県の独断でここは井戸にしちゃうんだよ、ということなんですね？

室長補佐：独断と言いますか、ここは北尾団地さんのすぐ近くですので、ボーリングだけして、とりあえず春休みに入るまでにやってくれというのがございましたので、ボーリングをして、また井戸をずっと待っていてやると、もう一回人家の近くで、音なりなんなりが出るということで、ここについては、とりあえず井戸打ち立てまでさせていただきました。もしこの位置が井戸としておかしいということでしたら、他の位置で、また北尾さんと話させていただいて、井戸を設置するというように考えておりますので、合意なしに勝手にやったというふうには考えて・・・。

住民：それは北尾さんの話し合いの中で、進めているわけでしょうか？我々周辺自治会としては、ここに初めて案として、この間の調査検討委員会の中に案として出てきて、今日のこの場で決定するものだというふうな認識でいたのですが、この時点で井戸としての機能が出来上がっているというのは、我々住民との話し合いを無視したというふうな捉えられ方をしてもしょうがない、というふうに思うんですけども、いかがですか？

室長補佐：そうではなくて、繰り返しになりますけれども、何回もこの人家の近くでご迷惑をかけられないということでやったと、ただ他のところがいいということで、住民さんなり、委員さんのご意見がありましたら、また北尾さんと話させていただいて、こことは別に設けるというようなことも含めて・・・

住民：そうじゃなくて、昨年6月に調査について合意した周辺自治会と県とで合意した事項には、「すべてに、住民の合意を得ること」という文言も入ってたんです。覚書を交わしているんですよ。その覚書を無視して、住民との合意がなされる前に、もう準備が進んでしまっている。それは周辺自治会とではなくて、北尾さんとの都合である、ということですね？

室長補佐：ん～・・・

住民：そういうことであれば、今後こういう話し合いを続けていく上で、県が案として出しているもの、我々住民との合意の元にすべて進めるという覚書、そのものが、反古にされている、という捉え方もできるんですけども、いかがですか？

室長補佐：確かに井戸仕立てにはしていますけれども、井戸として使うかどうかということについては、この場で了解いただかないことには、使いませんので。

住民：井戸掘ったのではないんですか？

住民：それはだから、無駄なことをしているわけでしょう？結局。ボーリングの径と井戸の径は違うんですね？ボーリングをしたところを井戸として使用するには、さらに大きな径のものを、埋め込んで井戸として使用するという説明がありましたよね？その新設する井戸の位置については、周辺の住民の皆さんの合意を得てやりたい、というふうにおっしゃってましたよね？もうすでに井戸になり得る径のものを埋め込んだということは、県としては、ここは井戸として使いますよ、という意思表示でしょう？そこは住民の合意というものを無視した県の姿勢ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか？

住民：公園の問題と一緒にね、完全に僕らが無視してるじゃないですか。公園の時もそうでしたよね？あの時きつくいいましたよね？また同じことをやっただんじゃないですか。

室長補佐：うちとしたら、北尾さんに出来るだけ迷惑かからないような形でやりたいと、ただ井戸の位置については、この間の3月20日の委員会の助言を踏まえて、今日のこの場で了解をいただいてから、井戸にするかどうかについては決めたい、ということで。その兼ね合いでこういった形を取らせていただいたということですね。

住民：こういう公開の場よりも、密約の方が重要視やね？密約やね、こんなもん。

住民：最初の説明の中でね、そういう説明なかったでしょう？私が質問したから初めてそういう言葉が出てきたわけでしょう？それは隠してたと言われても仕方がないんじゃないですか？

住民：もう少し詳しい現状を説明していただけますか？前の話の中で、助言者などの意見を聞きながら、今日これについて決定するという話を提起して

おられました。だからまだ何も進んでないと思っているわけですね？ところが一方で今の話を聞くと、なんか工事が始まっているような感じを受けますが、どういう経過でどうなっているのかの説明は、最低ここできちっとしてください。分からへん。

室長：今の件につきましては、今、井口が言いましたように、同じやぐらを組んだら、そこで口径の違うものを入れたら、井戸の形状が出来るわけですし、そこをやった時にはもう、もしここを認めていただけたら井戸にしよう、ということで口径変えて太いもので掘っているという状況でございます。5本掘らせていただくということですので、もしここじゃなくて、例えばエ-3くらいでしょうかということに決ったら、またエ-3のところで、井戸仕立てさせてもらうということで。

確かに先行させていただいた経緯はありますけど、そこを今の5か所の処分場の浸透水を調査していく井戸として使うかどうかは、ここで決めていただくというつもりでやったわけでございますので、ちょっとその辺をご理解いただければ・・・

住民：他の4か所も同じことをやってはるんですか？

室長：いえ、それはやってないです。

住民：ここだけ？なんで？

室長：そこは、一旦このボーリングを始めますと、またここやるということになってくると、騒音の問題とかもございまして、一回やぐら組んだら、コアを取って、もう一つ太いもの入れたら、もうそれで井戸になるということになりますので。後のものについては、まだボーリングをせずに、待っているところです。そこもコアを取ったらやぐらの同じところで、同心円で掘らせていただく、ということで、この4か所については何もまだしていないところです。今のオ-1につきましては、『ちょっとここは具合悪い』となれば、またその場所については・・・

住民：そんなこと言っていないんですよ？なんでこんなこと、僕らを見捨てて出来るわけ？やったわけ？なぜみんなに連絡しなかったの？やりますよ、って何で言わなかったの？

住民：ずっと言っている、信頼関係の問題なんですよ。我々ね、県と6月に合意して、覚書まで交わして、1次調査については認めてきました。そんな中で、そこには信頼関係が出来るという大前提の元に合意をしてきたわけですよ。覚書まで交わしてきたわけですよ。そこもってきて、ここにきてね、そういうことが周辺自治会を見捨てて、確かに北尾さんには迷惑かかると思う。だったら、この部分だけこういうふうにはやらせて欲しい、ということをやらずに事前に言えないんですか？しかも、今日の報告の中では隠したままでしょ

う？私がたまたまそういう情報を聞いて、質問したから出てきましたけれども、隠したまま、このまま終わってしまっていたら、合意のあるなしに関わらず、県は独断でやっているということになりかねないわけですよ。そこがこれまでの県と住民との信頼関係の構築という部分について、非常にまずいところじゃないのかな、というふうに思っているんですけど。

次長：今まあ、ご指摘いただいた点は、その通りだと思います。ここですね、オ-1ですか、ここにですね、新たな浸透水の調査のための井戸を掘るというのは合理性があると思っています。それと、やはり一番住宅の近いところで作業をさせていただきますので、やはり配慮をせな、というの、それは一定ご理解いただいているところです。ただ、ご指摘の通り、そういったことを一切説明をしなかったということは、確かにご指摘の通りでございます。ご指摘いただきましたが、信頼があってこそ、こういう話し合いが成立するわけでございますし、そういうことは重々我々も理解しているところでございます。大変、この点については申し訳ないと思うところでございます。

住民：また裏切った。

次長：状況は、今の5か所の新たな浸透水の調査のための井戸につきましては、オ-1につきましては、井戸仕立てのボーリングがされている。ただこうして案として話をさせていただくので、これは白紙と考えていただいて、ご意見頂戴をすると。当然我々としても、そういう受け止め方はさせていただきます。まあ、ご理解いただきたい。

住民：ちっとも出来ない、ご理解なんて。無理です。

この場に出てきてない者の方が優先されるわけやね？そんなんおかしいですよ。

次長：実際、申し上げておりますが、井戸仕立てでボーリングはしておりますが、案として示しておりますので、白紙の状況でご意見頂戴するというところで結構でございますので。

住民：無視して進めるんですか？

次長：いやいや、ただ、井戸仕立てですしておりますが、我々としても、もろもろの状況を踏まえてそうしているわけで・・・。

住民：お金がない、お金がない、と言いながら、何でそんな無駄遣いするんですか？

住民：結果的にそれでそのまま行くかもわからないけど。

次長：かもわかりませんが、ご意見いただければ、これ以外に井戸を掘って

ということも、当然我々がやります。

住民：こういうことが一つあると、すべてに疑心暗鬼になるんですよ。

次長：その点については・・・

住民：それが10年かかった原因でしょう？県の姿勢ですよ、それが。それを言っているわけですよ。なんでここにきて、そういうことするのかなど。やっと信頼関係を構築しながら・・・

次長：今の件につきましては・・・

住民：ちょっとずつ進めてきたのに、なんでここにきて、そういうことするのかなあ？というのが、残念でならないんですよ。

室長：この前に相談させていただいたらよかったんだと、今反省させていただいてますけど。なんとか・・・

住民：反省はいくらでも、猿でも出来るんですよ。

住民：どっちにしても、この場所、水も出てこなかったわけでしょう？水出ましたか？浸透水出ましたか？この場所から。オ-1から。浸透水は出たんですか、出てないんですか？井戸として使える状態なんですか？まったく何も出てこなかったんですか？

次長：水は5mくらいある。

住民：水5mもあるの？じゃあ取れる状態にあるわけですね？どっちにしたって、他にもやって欲しいところがあるわけですよ。例えば高アルカリの調査の時もね、場所によって全く水が出てこなかったんですよ。5m掘っても。すぐ横ではもうすぐ出てたんですよ。そこも抜けてる。僕は完全に抜けてると思っているんですよ。そういうこともあるんですよ。だからもっと話し合いを先してからさ、するべきだよな？こんな***みたいなことやしたらあかんわ、行政。

住民：ついこの間あったところじゃないですか、北尾の公園の問題で。あんだけ言うたじゃないですか。

住民：結局ね、ここに出てこない北尾さんの意見を聞いて、我々の意見を聞かないっていうのはおかしい。

次長：いや、そういうことじゃないんです。

住民：そういうことじゃないって、そうじゃないですか？

次長：白紙・・・

住民：ズーと来てない。

次長：来ておられないのは、事情があるので・・・

住民：事情があるかないか知らんけど、ここで話すべきじゃないですか。来て話すべきじゃないですか。来てない者の方に譲歩して、来てる者にはほったらかしですか？

住民：普通だったら、来なかったらそれで終わりなんですね。

住民：覚書で交換をした、さんおっしゃるようにね、課題の問題については、ここで協議し、合意納得の上で進めると、それから進めるんだという覚書に関しては、県は違反されました。今日我々は、ここでいいかどうかを決めるといふ思いでこれに出ているわけですから、そういうふう聞いてますからね、そりゃやっぱりあかんで。

次長：これは白紙の状況でのご相談だと、そういう認識の元でいろいろご提案いただければと。

住民：今聞かせてもらって初めて知ったんやけどね、先にもうなんとか進んでいるというのは、やっぱりおかしいです。

住民：みんな来ることないんやん。

住民：知らんもん、今始めて知りました。
そりゃ意見出ますよ。

住民：二度あることは三度ある。まだあるよね？それで信頼しろというのは無理ですわ。

住民：せっかく取り戻してきているのに・・・

住民：三度できかへんわ、実際は。これ物どけるとか言うたら、もっともっと何回でもあるやろね。

住民：だからこの席において話し合いを***。最初に一言断りをいれて、案として発表されたらよかったのに。

次長：大変申し訳ない。

住民：結局は元に戻らないよね？起きてしまったことは。

住民：僕ら公園の問題だって認めてないですよ、あんなもん。とんでもない話ですよ、あれ。しかも400万近くの金使って。あれも対策費の中でしょう？違うお金持ってきたんと違うでしょう？

次長：もちろん税金です。

住民：おかしいでしょう。あんなもん関係ないでしょう。全く別の問題じゃないですか。そんなんにお金使ってもらったら困りますわ。400万あったらたくさん分析出来ますやん。さっきの話にあったん全部出来ますやん。おかしいですよ。

住民：ちょっとこの話***。

次長：井戸のことですか？井戸の話ですか？

住民：今日の話し合い次第という内容が消化されていないですよ。確認したいんだけど、そこに回ってこない。上手に進めてくださいよ。

次長：いろいろご意見が・・・。

住民：時間はよろしいの。

次長：我々はいいいんですけど。井戸の話はそういうことで、説明申し上げなかった状況であるということ、事前に申し上げた上で説明させていただいたらよかったですけど、すみません、それが漏れておりました。だから、これはあくまでも、今初めて提案させていただいた、ゼロベースでご議論・意見をいただければと思います。

住民：吐いた唾は飲めんのと一緒にね、それはもう元には戻らんのですよ、無理ですよ。

次長：それはみんな白紙でご意見頂戴するのは・・・

住民：それは無理です。

住民：よろしいですかちょっと。この話し合い次第の1番のところで、一番最後の「ドラム缶埋立範囲等の特定のための調査方法について現在検討中」なんですけど、どういう検討をされているのか、聞いたことがないんですけど？それとですね、最後の「今後の進め方」2次調査内容を決定したい(別紙2、別紙3参照)となっていますが、これはどうされるんですか？このスケジュ

ール表を見たらですね、「対策工の基本的な考え方」と「2次調査の計画」とダブってるじゃないですか？ここらはきちっと整理しとかないと。

次長：ちょっとすみませんね。井戸はね、オ - 1 以外はこういうことよろし
んでしょうか？

住民：無理ですよ。

オ - 1 だけ除いて、合意を求めようとするんですか。合意出来るわけない
じゃないですか。

次長：どうすればいいですか？

住民：白紙に戻してください。

次長：何をですか？

住民：全てを。

次長：少し冷却期間をおこうということですか。

住民：* * *。

次長：我々が申し上げられるのは、オ - 1 は、井戸仕立てというか、ここで浸
透水の調査をする合理性があるかな、理由があるかな、というのが一つと、
住宅に近いので、一気にボーリングをしたかったということで、既に井戸仕
立てにさしていただいています。ただ、案としてこうして今日、ご示しいたし
ておりますので、そういうことは白紙の状態でご意見を賜りたいというこ
とでございます。事前に説明させていただかなかったことは大変申し訳ない。
井戸について、我々が申し上げたいのはそれだけです。出来ればオ - 1 を承
知できないということであれば、他の4か所については止むを得んと言っ
ただければありがたいということでございます。

さんの質問の説明を。

室長補佐： さんの方のドラム缶の埋立範囲特定の方の調査方法も、先ほど
申し上げたものの繰り返しになりますが、実際掘って、範囲を確認するとい
うことになると、また乱してしまって、それで汚染が広がるというような
ことがありますので、掘るのは最小限にさせていただいて、物理探査、電磁探
査とか電気探査とかございますけど、そういうような方法でこの辺りだろう
というようなので、範囲を決めたいと。

実際それで範囲を推定しまして、実際掘るのは、対策工の中でさせていた
だきたいと。対策工で推定した範囲を掘って、それを超えてあるということ
であれば、もちろんそこまで掘っていくことになると思いますし、それは実
際やった中で、きっちりさせていただくということです。

それから、スケジュール表で「対策工の基本的な考え方の確認」と「一次調査」がダブっているというようなあたりですけど、これについては、基本的な考え方ということでは、先ほど さんとの話でもありましたけども、要は有害物を探して取るということが、我々と住民さんがイメージしているようなことが、やっぱりちょっと違うところがあるかな、というのがありますので、その辺を整理したいということで、言ってみれば、今日お話ししているやつも、この辺りの確認の一部にもなっているかなと思いますけれども、そういうことを含めて話し合いを重ねていくとうことで、1次調査が結果出るまでであっても、その辺の話出来るところはあるかと思しますので、ちょっとダブって書かせていただいているということでございます。

住民：最後に別紙2,3参照してしてますけれども、別紙1を見たんですが、この追加地点ケ-4ですね。これドラム缶の出たところですね。分析結果がベンゼンだけになっている。これはどのような検体の取り方をされたんですか？ドラム缶に入っているというのは、隣のドラム缶でも違うと思うんですよ。全部掘り出してみないとわからんと思うんですよ。どうですか？

室長補佐：それはそういうところがあると思います。これはドラム缶と一緒に出てきたドラム缶に入っていた土と混じってますので、それを2つ取って調べたということです。

後、重金属類については、今分析中ということで、また結果が出たらお示ししますけれども。上の調査地点のところでも、場所が違ったら全然違う値が出てますので、場所が違ったら当然違うということは十分にありうると思いますけれども、事実として、2か所ではこういうような結果やったということです。

住民：出たドラム缶の分析は、これでいいと思うんですよ。顔出してたあのドラム缶、分析したら何が出るかわかりませんよ。我々全部やっぱり掘って、調べないと電探とかガス調査ではわからないと思うんですよ。どうでしょう？この間の調査委員会でもそういうお願いしといたじゃないですか。

室長補佐：掘らないとわからないというのは、もちろんそうなんですけども、電探なりなんなりで、この辺りというのを設定させていただいて、 さんも見ていただいたように、顔出しているのがあったんで、取るということであれば、もちろん、電探なり物理探査で決まったところしか取らないということではなくて、途中で止めるとか、そういうことは決してありませんので、その辺はきちんとさせていただくということで。

ただ、やり方として、今掘削してやるということになれば、費用的な問題ですとか、後、他にも影響が出る恐れがありますので、その辺はちょっと慎重にしたいということです。

住民：おっしゃることもわからんことはないですけども、ちょっとね、顔出してるドラム缶ぐらい次々とわかるじゃないですか？

室長補佐：わかりますけれども、それは工事の中でさせて欲しいと。

住民：我々としては、住民感情としては、それはちょっとね、納得できない。

室長補佐：出たらすぐにというお気持ちはよくわかりますけれども・・・。

住民：分かりやすいじゃないですか、あんなの。分析の結果やとか書いてくれてますけどね。

次長：首尾一貫してそうおっしゃってますので、　　さんがおっしゃってますので、お気持ちは理解するんですけど、基本的に対策工でドラム缶除去したいなと思っております。今、そこにあるのはわかってますので、今度は、あの付近全体をもう少し精度の高い調査で。そこにあるのはわかってますからね、電磁ナントカ探査とかいうらしいですけど、それでどう映るか、そこにあるのはわかってますからね、それが地上からどう映るかというデータを取って、ドラム缶であればこう映るんだな、というデータを取って、あの辺をもう一回調査したい。それでドラム缶はどこに埋まっているか、という確定をしたい、それが次の調査で、基本的に撤去はですね、これでいけば、25年からになるわけですが、対策工でさせていただきたいということなんですよ。

住民：それをね、改めて調査しないでも分かっているじゃないですか。

次長：検討委員会の先生方も言われたと思うんですけども、やはりボーリングするにしても、やっぱり慎重にやるべきですよ。むやみに掘り返すというのは、かえって汚染を広げるということにもなりますので、ということもございまして、基本的に大掛かりな対策というのは、対策工の中で。緊急避難的な措置は別なんですけどもね、***したとか、浸透水をあげてとか、緊急避難的なものは別なんですけども、基本的にこの調査を踏まえた対策というのは、もう時間ございません。24年度が法期限ですから、24年度中になんとしても大臣の認可を得て、25年から取り組みたいと、こういうスケジュールで考えておりますので、ご理解いただけないかもわかりませんが、そういう事で、ちょっと頭に入れていただければ大変ありがたい。

住民：ちょっとよろしいでしょうか？今の件で。2次調査っていうのは、いわゆる有害物の範囲を決める調査というふうに言われてますし、私もそう理解してるんですが、この間のドラム缶の付近だとか、あるいは調査地点の　　ですね、あの辺りは埋められているもののごく一部を見つけたという範囲ですね。

例えばケ - 4 でしたか？ドラム缶の出たところね、あそこはドラム缶だけじゃなくて、掘った穴の側壁から真っ黒の水、浸透水のようなものも流れ落ちてましたし、ドラム缶の内容物と思しき黒いタール状のものも、ドロドロ

と流れ出ておりました。

もう一つの調査地点の方は、これはもう先ほど特管物が見つかったというご報告がありましたように、どの辺の範囲まであるかわかりませんが、その範囲を調べて、範囲を確定するというのが2次調査で、ドラム缶だけじゃないんですよ、そういう周辺の汚染された土壌、これも含めて有害物になります。その範囲をやっぱり決めなきゃいけない。電探で汚染された土壌範囲わかるのですか？

次長：今ドラム缶の話をしています。

住民：いや、ドラム缶だけじゃないと言ってるんですよ。

次長：それはもちろん。

住民：取るべきものはドラム缶だけじゃない。汚染された土壌、そういったものも取ってもらわなきゃこれはいかんわけですよ、これは有害物ですから。

次長：もちろんそういうことです。

住民：その取るべき範囲を決めるのが2次調査でしょう？その2次調査をやって、どれくらい取らなきゃいけないか、それを対策の計画案に持っていくわけですね？予算面から、いろんな工事の具体的な検討から、そういうことを対策の計画案の中に盛り込んでいくわけでしょう？それで電探だけのごく一部のそんないい加減な調査で対策計画出来るんですか？

次長：いやいや、さんね、電探と申し上げたのは、ちょっとさんがドラム缶のことをおっしゃいましたので、ドラム缶はそういうことを考えてますよと申し上げただけで、2次調査の手法はもちろんボーリングもございませし、場合によっては、筋掘りもあるかもわかりません。

住民：ただ、一番当初から元従業員の証言のある箇所については、掘削調査をするということになっているんじゃないですか？それをなぜボーリングに途中から変えるんですか？証言箇所を掘削調査をするということで、この間も筋掘りトレンチ掘削をおやりになっていただいたわけでしょう？それをなぜ途中から、一部を見つけてから、後残りなんでボーリングでやるんですか？そんなんおかしいじゃないですか？

次長：いや、ボーリングと****

住民：掘削調査をすると約束されたんじゃないですか、証言箇所については、あれ、証言箇所でしょう？それはおかしいでしょう？そらやっぱり掘らなきゃだめですよ。

次長：申し上げているのは、掘削をしますとね、掘削しますとですね、基本的に掘削土は全部出すという手順になりますので、

住民：そんなもん、最初から分かって掘削調査をするとおっしゃっておられるわけだからね。

次長：いや、だから、調査の段階で、合意書の時も、これはかなり何回も申し上げましたが、調査の段階で、掘削というのは非常に難しいんだということを申し上げたはずですよ。それでボーリング&筋掘りということをお願いしましたし、西市道側の延長部分については、電気探査という方法を提案させていただいたわけですよ。

で、今回たまたま、ボーリングのコアから、タール状の物が出てきましたんで、「少し掘ってみなあかん」といって見つかったと。で、確かに見えてるわけですよ。で、その時に、次に範囲を確定せんといかん、というのがありましたんで、電磁探査というもう少し精度の高い調査があるらしいんで、そこに埋まってるのは分かっていますから、そこに埋まれば、電磁調査で地上からどう映るんだということがはっきりしますよ。

住民：それはドラム缶の場合ですか、それとも汚染土壌ですか？どちらですか？

次長：すみません、今ドラム缶の話をしているんですよ。

住民：ドラム缶だけが有害物質じゃないでしょう。

次長：いやだから、他の有害物はもちろん、他の、例えばボーリングをしたりですね、場合によってはトレンチもあります。

住民：いやいや、あるかないかわからないところをね、掘削するんじゃないかと、調査地点の にしても、あの真っ黒の強烈な臭いのものが層状にずっと入っているわけでしょう。それを横に拡大してどこまであるか掘らなければ、ボーリングでそんな範囲なんてわかりませんよ。そんなもん、ポイントで。

次長：それはどういう方法で・・・。

住民：それとね、ドラム缶の出たところだって、さっき申し上げたとおり、真っ黒なものが穴へ滴り落ちている、流れ出てる。で、ドラム缶も顔を出している。その横に恐らくドラム缶がまだ何がしか、あるいはもっとたくさんかわかりませんが、あるのは間違いないという状況下にあるわけですから。あるかないかわからないところを掘って調べる、というんじゃないんですよ。確実にあるという近辺がわかっているわけですから、そこを掘っていくと横へ拡張するということですからね、当然その掘り上げたものは有害物質ですからね、そりゃ埋め戻しなんて当然出来ませんよ。それはそれで処分してもらわないと。

室長：今言ってくれはったように掘ったらですね、中から出てきたものが流れたのか、そういう状態を作らないために、今、そこにあるのがわかったので、その状況を電磁探査で確認しながら、それがどこへ広がっているのか、あの出てきたものの広がりだけじゃなくて・・・。

住民：だから、ドラム缶だけじゃないって言ってるでしょう。

室長：わかりますが、それはね、その平面的な範囲は、まずそれで見ることがあるかなということで、それをやってみよう。で、深さについては、どうなるのかな、という部分もあるので、それはどうするのかなという部分はあると思います。ただ、今出てきたところの横にこう行くだけではなくてですね、筋掘りしたところも、あるいは今ちょっと検討中なんですけど、地層の下なり、あるいはもっと言いますと、掘ってないところも含めて、電磁探査で今、あそこにあるのがわかってますので、どういう映像が出てくるのか、あそこで見たやつをちょっとその周りを見てみようかと、こういうわけです。で、言われるように、その深さがどうなのか、というところはあるかもわかりません。で、後、言われたように、ダラダラとなってきた、ああいう状況をガサガサしてやっていくのは、今ちょっとそういう状況じゃないかな、だから今掘るのじゃなくて、その平面的にちょっと見てみよう、こういうわけです。

住民：いや、平面的にというのは？

室長：広がりがどうなっているのか。

住民：それは掘ってみるのですか？

室長：いえいえ、電気探査、電磁探査で。

住民：そんなもんでどうして汚染土壌をつかむんですか？

室長：それは、その下がどうなっているのか、ということが次にあるかもしれませんが、今、ドラム缶がどこまでどう広がっているのかを見してみる。

住民：ドラム缶はそりゃまあ、そういう物理探査でね、見つかるかもしれませんが。私よくわかりませんが・・・。

滋賀県：　　さんね、　　さんね、、

住民：それだけじゃなくて、

次長：掘削すると非常に分かりやすい。おっしゃる通りですよ。ただ、一方で

ね、むやみに掘削、例えばその手当てもなしにですよ、地下水が流れるのを止める、そういう手立てもなしに、むやみに掘り返すことが、場合によってはですよ、環境に悪い影響を与えやすい、ということになるかもわかりませんので、範囲を確定する方法としてはですね、やはりボーリングが、一番、周りの環境を乱さないということからすると、有効な手立て、という場合もありますからね。だからどういう方法をとるかというのは・・・。

住民：粘土層破って、地下水までいけば、そりゃ環境を阻害することになると思いますけれども、いわゆる層状に、ある深さのところですね、埋められているものを調べるのにですね、なんでそれを掘ったら環境が乱されるのですか？

次長：むやみに掘ることはいかがなものかと。

住民：そんな地下水に到達するようなボーリングをすとかね、底をかき混ぜるようなね、帯水層まで掘り返すとか、そんなことを何も言ってるわけじゃないんですよ。恐らくそこまで入ってないと思いますけどね。

次長：一番最適なのはね・・・。

住民：詭弁のような理由をいっぱい並べてね、そんなことをおっしゃらずに、やっぱりこの間掘って、我々も見せてもらってますけれども、そういう本当に恐ろしいものが、目の前に見てるわけですからね。ただごく一部を掘っただけです。その周辺にあると考えられているわけですよ。これはね、やっぱり掘らなければ。

次長：合理的で、妥当な方法でやればいいわけで、そんな我々にしても、何も・・・

住民：それは2次調査の段階で、きちっと調べていただきたい。

次長：もちろん調べます。もちろんそれはそうですよ。

住民：調べていただきたい。

次長：そのためにやっているわけですから。

室長：これはもう調べるつもりで、どうしたらいいのかな・・・

住民：それとね、同じように前々から申し上げている、あそこの沈砂池の下の方の汚泥、強アルカリの調査の時、ここにいらっしゃる方はご存じない方が多いと思いますが、井口さんご存知ですね？真っ黒な、さんがショベルで掬い上げた、それと、西市道側のドラム缶の試掘の時に出てきた汚染の有機汚泥、ドロドロの、強烈な、あんなものもね、やっぱり2次調査の段階で

きちっと調べてもらいたい。もう私は当然あんなものは取るべきものだと思
ってますからね。今ボーリングでいちいちやってみなくても、あんなもの分
かっているんですから。既に存在が明らかになっているものの処置をね、対
応きちっとやってくださいと、当初からお願いしているわけです。それを2
次調査できちっとやっていただきたい、というふうに思います。

住民：あのね、ドラム缶って言いますのは、鉄のドラム缶だけを言っているわ
けではなく、その中身を私は言っているわけです。

次長：それはそうです。

住民：そうでしょうか？これが漏れ出してるんですからね、この間全部見て来ま
した。それを取ってもらわないといかんです。電探でそんな汚染物わかり
ませんよ。それと、今、 さんもおっしゃったように、西市道側のドラム
缶を掘り出した時に、ドラム缶の中身で汚れた周辺の廃棄物土、あれを県は
有害物と認めて、措置命令を出しておられる。それが、業者の倒産によって、
ぐちゃぐちゃとなってるんですけど、あれはどうしても取るべきもんなん
です。措置命令は、県が代執行せないかんです。その辺をしっかりやって
もらいたい。今もね、これはもう調査やとか何とかやなしに、対策ですよ、ド
ラム缶も。上山さん、ぜひひとつそれを。

次長：もちろん我々もドラム缶が問題じゃなしに、内容物が問題やと思ってま
すので、今、出てきたドラム缶の内容物の検査をしています。周辺土壌も検
査をしています。やっぱり見極めないで。

住民：見極めてどうするんですか。こんなもんで出んかったから、これ有害物
質なしですか？そんなんおかしいでしょう。これでなしやからなしって
いうのはおかしいでしょう。これやっぱりね、発ガン物質で、三千種類も五千種
類とか言われているわけです。重金属が出なくても、ダメですよって言う
て
るんです。

室長：せやさかい、ほおっておいていいって言ってません。

住民：とんでもないものですよ。例えば有害物質に指定されていなくても、あ
んなもん、入ったらあかんです。

室長：これは速報で出させてもらったものです。

住民：ドラム缶はね、象徴的なものですよ。他に有害物質についても、ちゃん
とした除去をやっぱりしてもらわないといかんです。

次長：そういう議論を、1次調査終わって、対策をどうするんですかという、
2次調査の前にこういう議論をしたいということを申し上げているわけです。

住民：私はね、今ちょっと申し上げたのは全部じゃないんですけども、1次調査で何もやっていないけれども、存在が既に過去の調査で明らかになっているところが放置されたままになっている。1次調査で全然触れてない部分をね。そういうものも、2次調査できちっと処置をしていただきたい。

室長：すみません、遅くなりまして申し訳ございません。今日の協議事項をちょっと整理させていただきますと、廃棄物土追加分析につきましては、全含有試験を底質調査法で試料を調査させていただく。

後は、溶出のpHの依存性の3つの項目につきましては、また委員さんとの調整が若干ありますし、もうひとつは、うちの考えていることがちょっと伝わっていなかった部分がありますので、資料をきちっと作らせて頂いて、また別途、お示しさせていただく、ということをお願いします。

それと井戸の位置につきましては、今となつては、事前に言わせてもらったらよかったな、と思っておりますが、先ほど言わせてもらったとおり、うちとしては、とりあえず、あそこをやつといて、井戸にも出来るようにしておいて、それから井戸の位置も決めていただいて、決定していただくことと思っております。これについては、ちょっとまた説明させていただきますので、なかなかご理解いただけないという部分もありますので、またこれにつきましては、宜しくお願いいたしたいと思えます。

すみません、井戸につきましては、仕切りなおしさせていただきます。本日は、非常に遅くまで申し訳ございませんでした。最後に次長から。

次長：最後のご挨拶でございます。お詫びのご挨拶でございます。大変、井戸、浸透水の新設の井戸の位置のお話をさせていただいたのと、今までの信頼、信頼のもとに築いてきた信頼関係を壊すような、そういう不手際ございました。改めてお詫び申し上げる次第でございます。改めまして、これはご議論をさせていただきたい、ということでございます。

それから、公定法にプラスアルファして、溶出試験をしたいと。この中身につきましても、改めて整理をさせていただいた上で、この議論をさせていただきたいと存じます。

遅くまで、ありがとうございました。ご案内の通り、法の期限が24年末ということで、なんとしても、24年度中に大臣の認可を取らんといかん、非常にタイトでございます。1次調査の結果を踏まえた対策についての話し合い、それから2次調査についての話し合い、2次調査の結果を踏まえた基本方針の決定と、非常に重要な23年度になるわけでございます。

一部、人事異動によりまして、メンバーの異動がございますが、引き続き、私たちも懸命に取り組んで参ります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。遅くまで、ありがとうございました。

住民：すみません、一言いいですか？先ほど、廃棄物土の分析でね、相当今日は時間取っていただいたわけですね。まだどうもまだ皆さん納得、スッキリとされていない。私はね、調査方法は基本的には分かるんですけど、それを

どう評価するか、という評価の仕方がね、全く分からない。

で、ごく一部の資料だけ、つまり18個の資料だけで、全体をどういうふうに影響があるかということ、全体を判断する基準をね、そこから導いていこう、というわけでしょう。そのやり方がどういうふうになっていくのか、よくわからない。これは非常に大きな問題で、そういうことも全くわからんと、試験だけやって、後でその結果がどのように評価され、対策に結びついていくのか、これがまったくわからない状態でね、これをどんどんやっていっていいのかどうか、という疑問があるんです。

で、これは早く決めてやらないとね、全体の計画が遅れます。早くこれを進めていただくためにも、この項目に絞って、緊急に、出来るだけ早い時点で、もう一回打合せいただけませんか？

室長：はい

住民：その時に、今日ご提案いただいた試験法でやって、その試験結果を、つまり影響調査ですね。影響調査をどういうふうにして、これをたたき台でいいと思うんですけれども、先生方との、調査委員の先生方からご助言も必要だと思います。しかし、だいたいどんな方向でそれを検討評価して、対策に結びついていくのかと、筋道がもう少しおぼろげながらもわかってこないね、なかなか「これで結構です」とはちょっと言いにくいなど。

次長：　　さんのおっしゃっていることは分かるような気がするんですけどね、しかし、我々も、やってみて、結果を見て、それから「さあどういう対策をするのか」と、こういうことですからね、何か具体的に、こうこうなればこうするんだ、っていう具体的なイメージがあるわけではない。これは検討委員会でも申し上げたとおり……。

住民：これはね、明日からでもどんどん分析やっていかなといかんわけでしょう。

次長：いや、我々としては、させていたきたいな、という。

住民：やっていただくのはいいんですけど

次長：いやいやいや

住民：その後はどういうふうにな、なっていくのかっていう……

次長：おっしゃるご指摘の通りで、我々もそう思っています。結果が出た、それをどう評価していくのか……。

住民：その辺の話をちょっと詰めて、早くやらないと、こういう調査計画の遅れ、我々住民が遅らせた、そんなことがないように、我々も協力を最大限せ

ないかんと思っています。当然ね。しかし、わからん状況で進めてもらうっていうのも、後になって「ちょっと間違ってたな」ということになっても・・・

次長：わかりました。　　さん、それじゃあね、皆さんにご了解いただければ、の話ですけれども、少し、我々としても整理せないかん部分もありますので、それを整理した上で、大変申し訳ないですけど、短期間に何回も、というのは大変申し訳ないですけども、早急に、こういう場で改めて議論させていただきたい。

住民：どうですか？皆さん。こういう試験法を早く決めんと進まんでしょう。

住民：すみません、　　さんの言われるように、ちょっともう一回、時間とっていただきたいと思います。先ほど　　さんが提案されたpH11くらいで調べてもらいたいっていうのは、アルカリ調査してもらって、下流の浸透水でまだアルカリの濃度はそんなに下がってきてないんですね。この出続けている原因が何なのかと。先ほどお話にあったみたいに、灰があればアルカリに傾くと。あそこの処分場はそういう焼却灰が埋められてる。鉛もすごく検出されているわけですね。そういうことで一緒になっているということは、やっぱり、よりアルカリに近い状態で試していただいて、本当に鉛がどれだけ出てくるのか、ということをはっきりさせていただくことで、ここの汚染が逆に鉛に絞られてということになりますけれども、はっきり分かると思うんです、ある意味。ですから、先ほどの提案は私はすごくいいなと思って聞かせてもらってましたし、その4.4でということであり、もうちょっと4.1くらいで下げてしてもらったらどうか、という提案もあったと思います。そこら辺を踏まえてもう一度ちょっと考えていただきたいな、というふうに思いますので、このことに関してのみで結構です。ちょっともう一回集まって話をさせていただく、ということが必要じゃないかなと思います。

次長：ちょっとまた整理をして、改めてまた日程調整をさせていただきたいと思います。ということで、どうもありがとうございました。

室長：すみません、今の話で、ちょっとしつこくて申し訳ないですけど、これをどう活かしていくか、ということと、(1)(2)(3)のpH調整の関係は、またするとして、とりあえずそこにたどり着くまでの全含有を底質調査法で分析、これが時間かかるんです。これをちょっとやらせていただくということで、それを今日ここでご理解いただけると大分早く進みますので、すみませんけど、宜しくお願いします。

これは、底質法の方は進めながら、後の3つの分析のpH調整と、それをどうやっていくか、というイメージも含めて、また次回、時間を取っていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

以上